

大分県人権尊重施策基本方針（改定版）

大分県

大分県人権尊重施策基本方針 目次

2020（令和2）年4月

第1章 基本方針改定にあたって

I 改定の背景と経過	1
II 基本方針の性格	2
III 基本方針の視点	2
1 人権尊重社会づくりの基本理念（人権条例第2条）	2
2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの	3

第2章 人権をめぐる社会の取組

I 国際社会（国連）の取組	5
II 国内の取組	6
III 県内の取組	8

第3章 人権をめぐる県民の意識

I 平成30年度「人権に関する県民意識調査」の概要	10
II 調査結果の特徴	10

第4章 人権尊重施策の総合的な推進

I 人権教育・啓発の推進	19
1 あらゆる場における教育・啓発の推進	19
(1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進	19
(2) 学校や認定こども園、幼稚園・保育所における教育・啓発の推進	20
(3) 企業・団体における教育・啓発の推進	22
(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	23
2 推進環境の整備	25
(1) 人材の養成と活用	25
(2) 教材の整備と活用	26
(3) プログラムの開発	27
(4) 情報提供システムの充実	28
(5) 国・市町村との連携	28
(6) NPOとの協働	29
II 相談・支援・権利擁護の推進	29

第5章 様々な分野における人権行政の推進

I 部落差別問題	32
II 女性の人権問題	41
III 子どもの人権問題	47

IV	高齢者の人権問題	5 3
V	障がい者の人権問題	5 7
VI	外国人の人権問題	6 3
VII	医療をめぐる人権問題	6 7
VIII	性的少数者の人権問題	6 9
IX	様々な人権問題	7 1
1	犯罪被害者やその家族の人権問題	7 1
2	プライバシー権の保護	7 2
3	ネット社会の人権問題	7 4
4	その他の人権問題	7 5

第6章 基本方針の推進方策

I	県の推進方策	7 6
II	関係団体との連携と県民との協働	7 6
III	方針の推進期間と見直し	7 6

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs=SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）とは、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成されます。

大分県では人権尊重社会の実現に向け、特に目標4と目標5、目標10を達成するための取組を推進していくこととしています。

第1章 基本方針改定にあたって

大分県では、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、大分県人権尊重社会づくり推進条例（以下「人権条例」という。）を2009年（平成21年）4月に施行しました。

人権条例では、人権尊重の社会づくりに関して、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するための人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することを定めています。

基本方針は人権条例の規定に基づき、県民の意見を聴き、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の審議を経て2010年（平成22年）に策定、2015年（平成27年）に改定しました。

今回は、前回の改定から5年が経過し、人権を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するため改定するものです。

改定の主な内容は、前回改定以降の人権に関する法律や条例、計画等の内容を盛り込むほか、これまで「様々な人権問題」としていたセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題について、昨今、性的少数者への社会的関心が高まり、これまで以上に性的少数者への偏見の解消や配慮への取組が求められていることから「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の一つとして位置づけることとしました。

I 改定の背景と経過

- 2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（教育・啓発法）」が施行されました。教育・啓発法第5条には、人権教育・啓発を推進するための施策を策定・実施することが地方公共団体の責務であると定められています。
この規定に基づき、県では、2005年（平成17年）1月に「大分県人権施策基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、「教育・啓発」及び「相談・支援・権利擁護」に取り組み、人権施策を総合的に推進してきました。
- さらに、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、世界人権宣言が国連総会で採択されて60周年の記念の年にあたる2008年（平成20年）12月に「人権条例」を制定し、人権条例に基づき、2010年（平成22年）に、基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた「基本方針」を策定しました。また、基本方針の具体化の方策として、その実施に関する計画を定めた大分県人権尊重施策基本方針実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、人権尊重施策を積極的、体系的、計画的に推進してきました。
- しかしながら、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件は増加傾向にあり、インターネットによる人権侵害や性的少数者の人権問題など、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化しています。
- このような中、2016年（平成28年）に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に

に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の3つの法律が施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

- 県では、このような情勢を鑑み、また、2018年（平成30年）に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえ、さらに人権が尊重される社会づくりの取組を推進するため、基本方針の見直しを行うこととしました。

II 基本方針の性格

- (1) 教育・啓発法、また、部落差別解消推進法など人権に関する法令及び人権条例に基づく本県の人権尊重社会づくりを総合的に推進するための方針です。
- (2) 2005年（平成17年）に策定した基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた方針です。
- (3) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を勘案するとともに、「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2015」や県の各分野における人権に関する基本計画との整合性を図っています。
- (4) 基本方針には、人権条例第7条第2項各号の規定に基づき、人権教育・人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針、相談・苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針及び^{*1}社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針並びに人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項を定めます。

III 基本方針の視点

1 人権尊重社会づくりの基本理念（人権条例第2条）

「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念としています。

(1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会

すべての人は自分らしく幸せに生きる権利を持っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を尊重し、生きるということを他者との関係のなかで捉え、自己の存在を確かめ、自信を持って自己表現し、自分らしく生きる自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、人権について正しく理解し、すべての人の人権を相互に尊重し合い、自他の人権を補強していくことが必要です。

(2) 差別や不合理な較差の解消に向けて取り組む社会

社会には、人を見下し排除しようとする心理（いわゆる差別意識）やその意識に基づく差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差があります。さらに、2006年（平成18年）に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害

^{*1}社会的弱者に係る人権の諸課題＝基本計画の重要課題の分野は、「同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療・様々な人権」の8分野としているが、基本方針もこの区分に準じて人権問題の重要課題とする。

者権利条約)」では、従来の排除の理論だけでなく、支援を必要とする障がい者に適切な支援を行わないこと(合理的配慮の否定)も差別とされ、差別の概念が拡大されています。

こうした較差の解消に向けた様々な取組が行われてきましたが、今なお解消されていません。部落差別や固定的な性別役割分担に基づく女性への差別的な処遇、障がい者や高齢者に対する就労面での排除など、多くの不合理な較差があります。こうした差別意識や差別行為、不合理な較差は、過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとして、差別の解消に取り組んできました。

人権尊重社会を確立するためには、差別の解消に取り組むことは基本的な課題です。特に社会制度や慣習に起因する差別については、県民の理解を深めて、解消に向けた取組を進める必要があります。また、障がい者などの社会的弱者が社会的に平等な地位を手に入れるためには当事者の努力だけでなく、社会の側も社会環境の整備や調整などの合理的配慮が必要となります。

(3) 一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会

少子・高齢化やライフスタイルの多様化が進む現在、皆で子どもや若者を育成し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが重要です。今後とも「共生社会」の実現に向け、社会のあらゆる分野で^{*1}「ユニバーサルデザイン」や^{*2}「バリアフリー」の取組を進める必要があります。

2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの

(1) 人権行政の確立

県や市町村など地方公共団体の業務は、県内に暮らす住民や県を行き交う人々の人権に深く関わっています。地方公共団体のすべての職員が、人権を十分理解して行政サービスを提供する必要があります。人権尊重社会を確立するためには、人権の尊重を基調として業務に取り組む「人権行政」を一人ひとりの職員が担うことが求められています。人権行政を担うためには、人権を具体化し保障する次の4つの視点で業務を行うことが必要です。

- ① 部落差別問題をはじめとする人権にかかる重要課題について、社会の理解を広める。
- ② 重要課題についての差別や不合理な較差を解消する。
- ③ 重要課題の当事者や関係者の権利を拡大し、擁護する。
- ④ 重要課題の当事者の社会参加や交流を促進する。

(2) 人権施策の総合的な推進

行政施策の中で、人権文化を構築し人権尊重の社会づくりを進める施策が人権施策

^{*1}「ユニバーサルデザイン」=年齢や性別、障がい、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

^{*2}「バリアフリー」=段差などの物理的な障壁(バリア)をはじめ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること

です。人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、重要課題の当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めることが求められます。地方公共団体のすべての職員がそれぞれの業務の中に人権施策を取り込み、多種多様な人権施策がより積極的に進められるよう取り組みます。

第2章 人権をめぐる社会の取組

I 国際社会（国連）の取組

- 国際連合（国連）は、国際連合憲章第1条で人権及び基本的自由の尊重を国連の目的の一つとして掲げ、1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択し、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。
- 以来、様々な^{*1}人権に関する国際条約を採択し、*「国際年」や*「国際10年」を設け、*人権に関する国際会議を開催し、国際社会に共同の取組を求めました。特に1994年（平成6年）世界人権宣言に示された権利や自由の促進のためには人権教育が不可欠であるとの考えの下、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「^{*2}人権教育のための国連10年」（以下「国連10年」という。）とする決議を採択し、国連行動計画を発表しました。
- その後、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、その第1フェーズ（2005年～2009年）として初等教育及び中等教育における人権教育を重点にした行動計画、第2フェーズ（2010年～2014年）として、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、第3フェーズ（2015年～2019年）として、メディア関係者、ジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。さらに、第4フェーズ（2020年～2024年）は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や若者を重点とした行動計画が示されるとともに「^{*3}持続可能な開発目標（SDGs）」の^{*4}目標4.7と連携させることとしています。国連は、「国連システム」といわれる加

^{*1}人権に関する国際条約・*「国際年」・*「国際10年」・*人権に関する国際会議＝資料編参照

^{*2}人権教育のための国連10年＝1995年（平成7年）～2004年（平成16年）。1994年（平成6年）の国連総会で決議され、国連行動計画が発表された。国連の計画では、人権侵害を受けている社会集団を分類して人権問題の重要課題を整理したこと、人権保障に実効のある職業集団を定めて特別に教育すること、人権文化（人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること）の構築を目的とすること、国際人権基準の普及を図ること、広報を重視すること、態度形成の手法を普及すること、などが示されている。

^{*3}持続可能な開発目標（SDGs）＝2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成される。17の目標には「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」や「ジェンダー（社会的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（自分で決定し、行動できる能力を身につけること）を図る」等がある。

^{*4}目標4.7＝SDGsの目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」のうちのターゲットの1つ。「2030年までに持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにすることが掲げられている。

盟国とNGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んでいます。

- また、2005年（平成17年）3月、アナン事務総長の報告書「より大きな自由」が発表されました。この報告書の中でアナン事務総長は国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え「人権の主流化」を提唱しました。この提唱を受け国連特別首脳会合で「人権の主流化」の重要性を再確認し、2006年（平成18年）3月にこれまでの人権委員会に替えて、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために国連人権理事会を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化など人権を最優先の考慮事項とする取組が進められています。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1948（昭和23）年12月	「世界人権宣言」採択	「人権尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」
1994（平成6）年12月	「人権教育のための国連10年」行動計画（1995～2004）	人権教育の積極的推進
X	人権教育のための世界プログラム第1フェーズ（2005～2009）	重点：初等・中等教育における人権教育
	人権教育のための世界プログラム第2フェーズ（2010～2014）	重点：高等教育、公務員、法執行者、軍隊への人権教育
	人権教育のための世界プログラム第3フェーズ（2015～2019）	重点：第1、2フェーズの取組強化、メディア、ジャーナリストへの人権教育
	人権教育のための世界プログラム第4フェーズ（2020～2024）	重点：第1～3フェーズの取組強化、若者への人権教育、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標4.7との連携
2005（平成17）年3月	アナン事務総長報告書「より大きな自由」発表	国連全ての活動で人権の視点強化「人権の主流化」提唱
2006（平成18）年3月	国連人権理事会創設	国連が世界の人権問題により効率的に対処、人権高等弁務官事務所の機能強化等人権を最優先の考慮事項とする取組

II 国内の取組

- わが国では1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。同年に児童福祉法が施行され、福祉関係制度の整備が始まりました。1969年（昭和44年）には、わが国最初の総合的な人権施策となる同和対策事業特別措置法が施行されました。
- また、1956年（昭和31年）には国連に加入し、これまで「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など14の人権関係条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際年」の取組を行いながら国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。1997年（平成9年）には、「国連10年」国内行動計画を策定・公表しました。

- 人権擁護施策推進法により設置された人権擁護推進審議会の「人権教育・啓発の推進に関する答申」を踏まえ、2000年（平成12年）に「教育・啓発法」が制定されました。また、同審議会は、2001年（平成13年）5月に人権救済に関する答申を行い、人権侵害に係る被害者救済の制度化が求められています。
- 一方、2000年（平成12年）には「児童の虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定され、2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、2005年（平成17年）には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「犯罪被害者等基本法」、2008年（平成20年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定など、新たな人権課題に取り組むための制度化が進められました。
- また、2008年（平成20年）の国際的な金融危機に端を発した世界同時不況により、多くの派遣労働者が離職を余儀なくされると同時に住居も失う事態に陥り、憲法第25条の「生存権」の保障が社会問題化し、雇用の在り方や第二のセーフティネットを見直す契機となりました。
- 2013年（平成25年）には、「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至っていない生活困窮者の包括的な相談支援をはじめ、住宅確保給付金や就労支援等が制度化されたほか、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善のための制度的な枠組みが整えられるとともに、2014年（平成26年）1月には子どもの貧困問題の深刻化に伴い「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。
- また、2016年（平成28年）には、差別を解消するため、4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。さらに、2019年（令和元年）5月に、アイヌ民族の諸課題に対応するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるとともに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、パワーハラスメントの防止対策が法制化されました。6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等が一部改正される等、人権尊重社会実現に向けた取組が進んでいます。

国内の取組

年	国内の取組	取組要旨
1947 (昭和 22) 年	「日本国憲法」施行	「基本的人権の尊重」を基本原則
	「児童福祉法」	福祉関係制度の整備
1956 (昭和 31) 年	国連加入	
1969 (昭和 44) 年	「同和对策事業特別措置法」施行	国内最初の総合的な人権施策
1979 (昭和 54) 年	国際人権規約（社会権、自由権）批准	
1995 (平成 7) 年	人種差別撤廃条約批准	
1997 (平成 9) 年	「国連 10 年」国内行動計画策定・公表	
2000 (平成 12) 年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	児童の虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）	
2001 (平成 13) 年	人権救済に関する人権擁護推進審議会答申	人権侵害に係る被害者救済制度の制度化
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）	新たな人権課題に取り組むための法整備
2005 (平成 17) 年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	
	犯罪被害者基本法	
2008 (平成 20) 年	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
2013 (平成 25) 年	生活困窮者自立支援法	生活困窮者の包括的な相談支援・住宅確保給付金・就労支援等の制度化
	いじめ防止対策推進法	人権問題の改善のための制度的な枠組み
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（H28 施行）	
	「障害者の権利に関する条約」批准	
2014 (平成 26) 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
2016 (平成 28) 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	個別の人権問題の解決に向けた法整備
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	
	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	
2019 (令和元) 年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	
	「労働施策総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」一部改正	パワーハラスメントの防止対策法制化
	児童福祉法等の一部改正	児童虐待防止対策の強化

Ⅲ 県内の取組

- 本県でも、これまで部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる人権、さまざまな人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。
- 本県における総合的な人権施策は、『「人権教育のための国連 10 年」大分県行動計

画』(以下「県行動計画」という。)の取組が挙げられます。国連10年が採択され、国が国内行動計画を策定したことを受け、県は1998年(平成10年)3月に県行動計画を策定し、教育・啓発をはじめとする取組を行ってきました。

- 国連10年の取組は2004年(平成16年)12月までに期限が終了することや、教育・啓発法で地方公共団体の責務が規定されたことを踏まえ、2004年(平成16年)7月には「県行動計画」期間満了後に係る人権施策の基本的方向の検討とそれに対する意見や提案を行う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」(以下「審議会」という。)を設置しました。
- 2003年(平成15年)9月に「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、この調査結果や審議会の意見を踏まえて、人権施策を総合的に推進するため2005年(平成17年)1月に大分県人権施策推進本部を設置し、基本計画を策定しました。さらに、以後の5年間を目標期間とし基本計画を具体化するための実施計画、人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行う「職務推進行動計画」、教材整備指針等の各種指針及び市町村への推進要請基準となるガイドラインを策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行いました。
- また、このような取組を踏まえ、2008年(平成20年)12月には、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、「人権条例」を制定し、2009年(平成21年)4月に施行しました。
- これまでの基本計画、実施計画、職務推進行動を整理し、2010年(平成22年)には、人権条例に基づき、基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた基本方針及び基本方針を具体化するための実施計画(平成22年度～平成26年度)を策定、2015年(平成27年)に基本方針の改定、実施計画の再策定(平成27年度～平成31年度)を行い、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進してきました。

県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
1998(平成10)年 3月	国連10年「大分県行動計画」	人権教育・啓発をはじめとする取組
2003(平成15)年 9月	「人権に関する県民意識調査」実施	
2004(平成16)年 7月	「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」設置	「県行動計画」後の人権施策基本
2005(平成17)年 1月	「大分県人権施策推進本部」設置	基本計画・実施計画・職務推進行動計画・各種指針・市町村ガイドライン等策定
2008(平成20)年 12月	「大分県人権尊重社会づくり推進条例」策定	
2010(平成22)年	人権尊重施策基本方針・実施計画(H22～26年)策定	人権が尊重される社会づくりを総合的に推進
2015(平成27)年	人権尊重施策基本方針改定・実施計画(H27～31年)策定	

第3章 人権をめぐる県民の意識

I 平成30年度「人権に関する県民意識調査」の概要

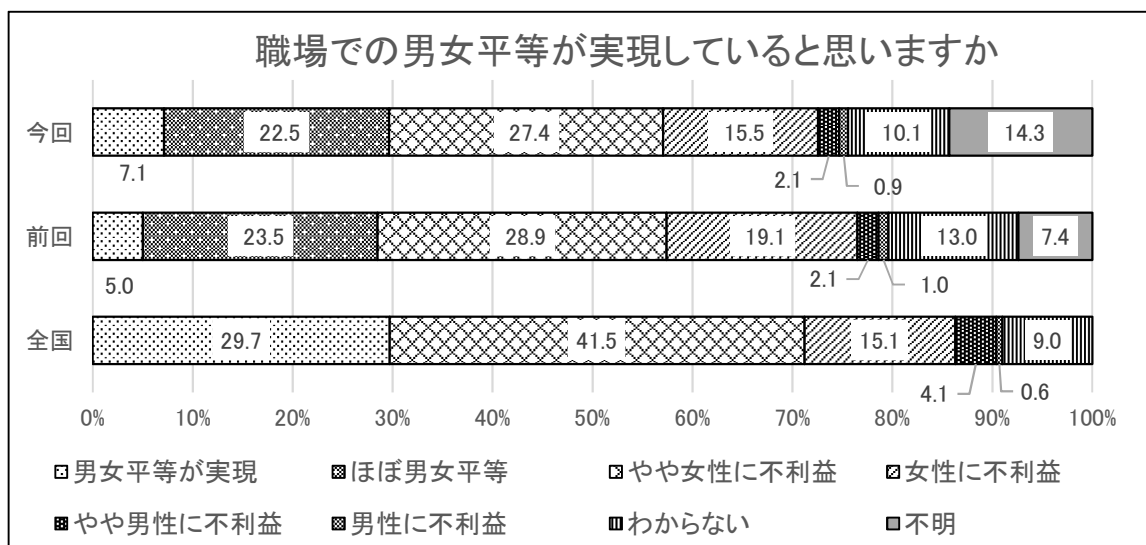
- 2018年(平成30年)6月に「人権に関する県民意識調査票」を県内有権者から抽出した4,941人(有権者の0.5%)に送付し、返送された回答から、有効回答1,996票を分析しました。調査内容は人権問題の重要課題に関するものや人権教育・啓発に関するもので構成され、全体で44問となっています。
- 前回の人権問題に関する県民意識調査(以下「前回調査」という。また、平成30年度人権に関する県民意識調査は「今回調査」という。)は、2013年(平成25年)7月に実施しています。また、内閣府は2016年(平成28年)9月に「男女共同参画社会に関する世論調査(以下「全国調査(男女)」という。)を実施、2017年(平成29年)10月に「人権擁護に関する世論調査」(以下「全国調査(人権)」という。)を実施しました。

II 調査結果の特徴

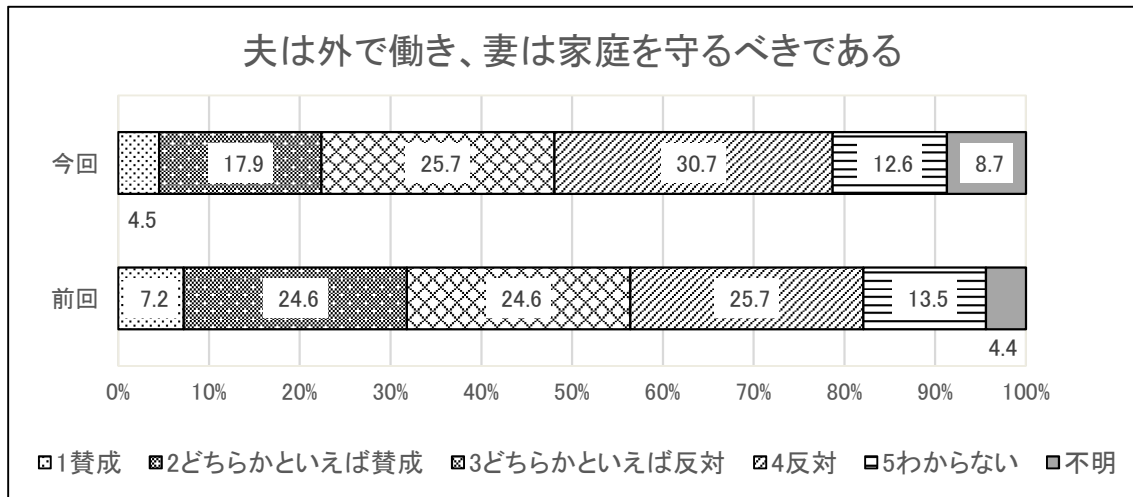
(1) 重要課題の分野別の特徴

① 女性の人権問題

職場での男女平等については、「男女平等が実現」・「ほぼ平等」をあわせた平等・ほぼ平等は前回調査より1.1ポイント増加し、全国調査(男女)の「平等」とほぼ同じ割合になっています。(前回調査28.5%→今回調査29.6%、全国調査(男女)29.7%)
「やや女性に不利益」・「女性に不利益」をあわせた女性に不利が42.9%であるのに対し、「やや男性に不利益」・「男性に不利益」をあわせた男性に不利は3.0%となっています。

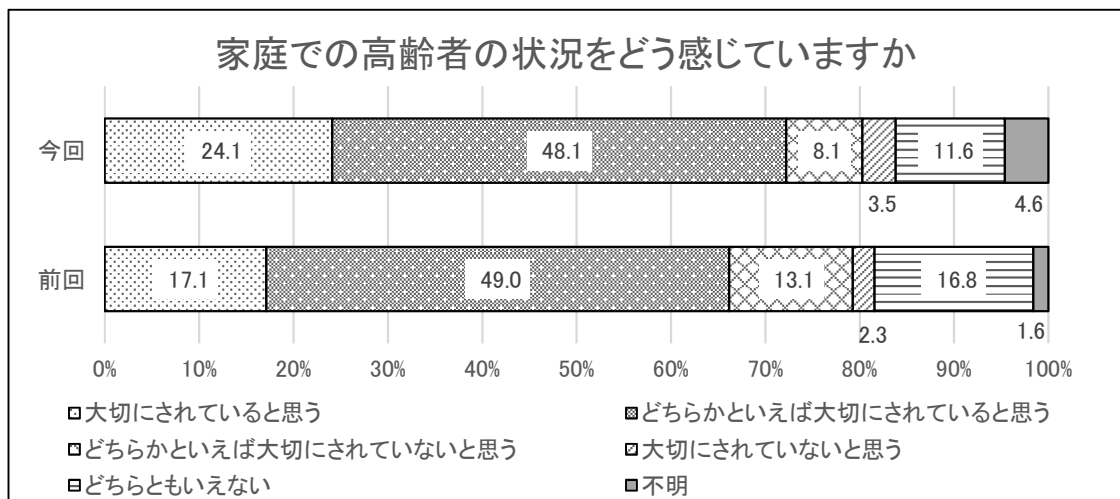
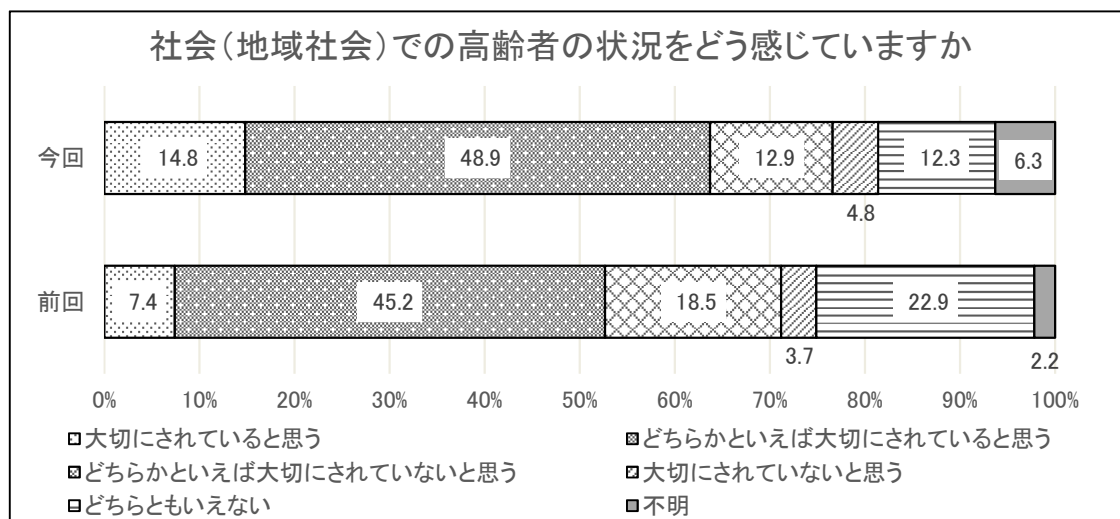


また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせると22.4%となり、前回調査31.8%に比べ、固定的な性別役割分担意識は改善しているといえそうです。



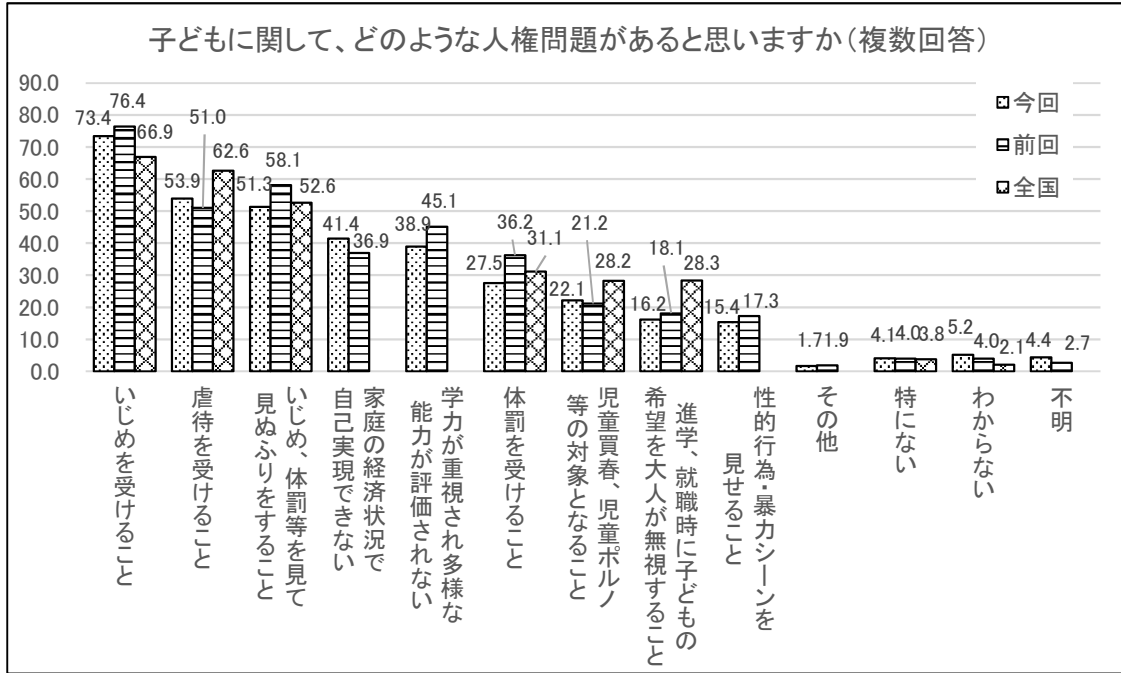
②高齢者の人権問題

社会の中で「高齢者は大切にされている」、「どちらかといえば大切にされている」をあわせると63.7%となり、前回調査に比べ増加していますが（前回調査は「尊敬されている」「まあ尊敬されている」）、家庭内の状況に比べ、大切にされているとする人が少なくなっています。また「大切にされていない」（前回調査は「除け者にされている」）とする人が4.8%で、1.1ポイント増加しました。（前回調査3.7%→今回調査4.8%）



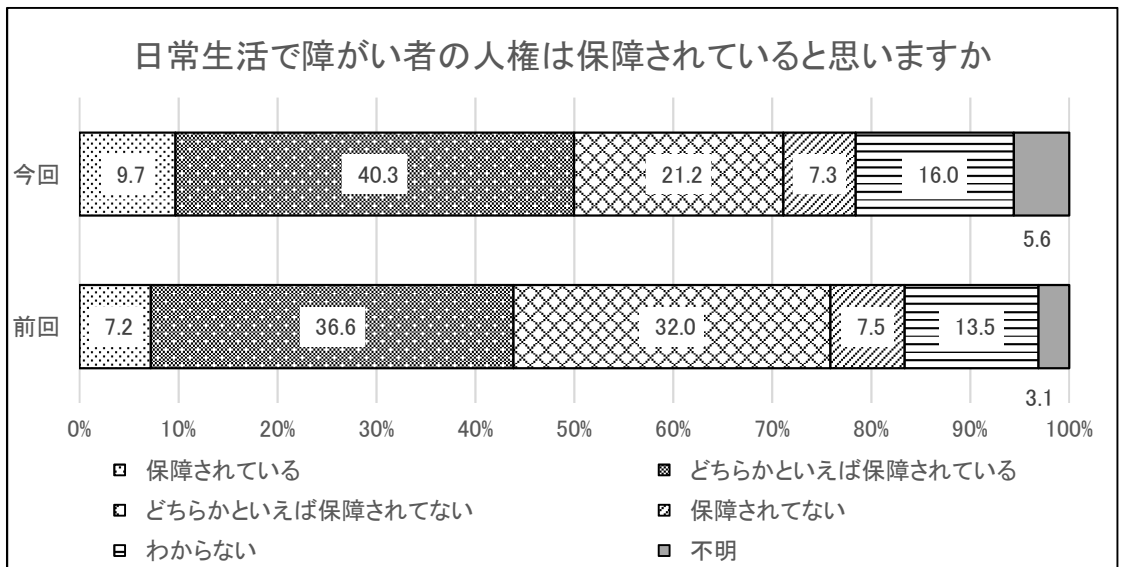
③子どもの人権問題

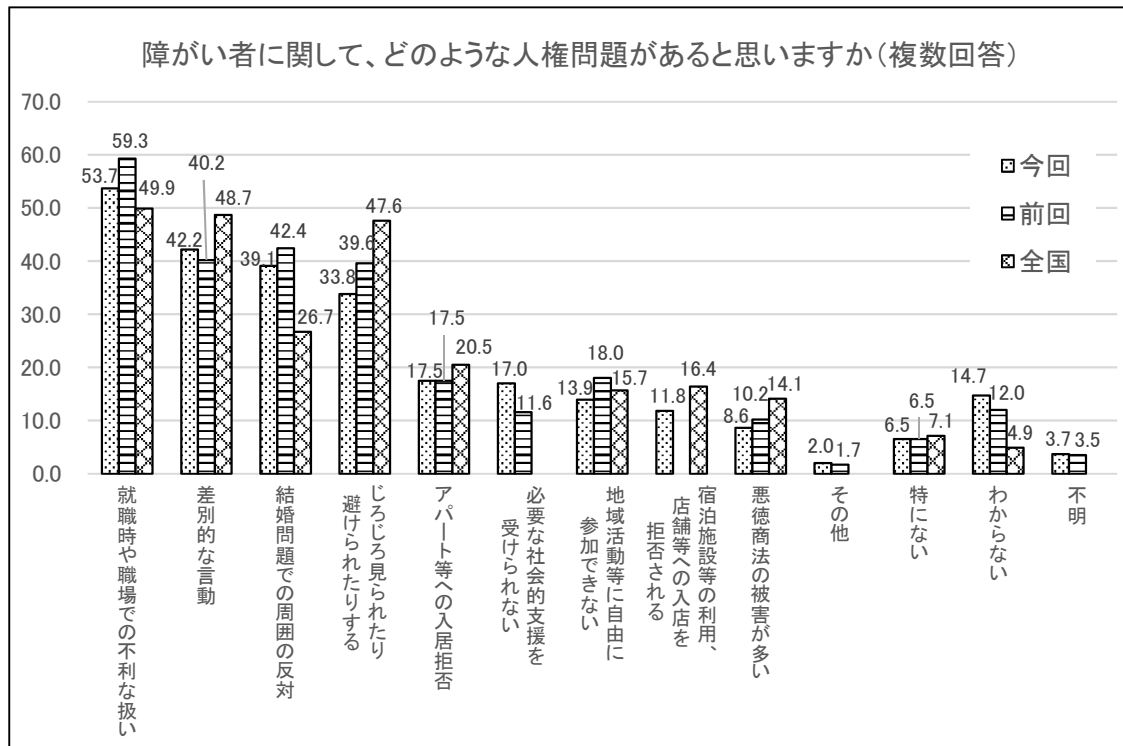
子どもの人権で問題となる項目は「いじめを受けること」「虐待を受けること」「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」「家庭の経済状況が理由で、子どもが自己実現できないこと」が多くなっています。(いじめを受けること：前回調査76.4%→今回調査73.4%) 全国調査(人権)と比べると「こどもの希望を大人が無視すること」の割合が低くなっています。(全国調査(人権)28.3%→今回調査16.2%)



④障がい者の人権問題

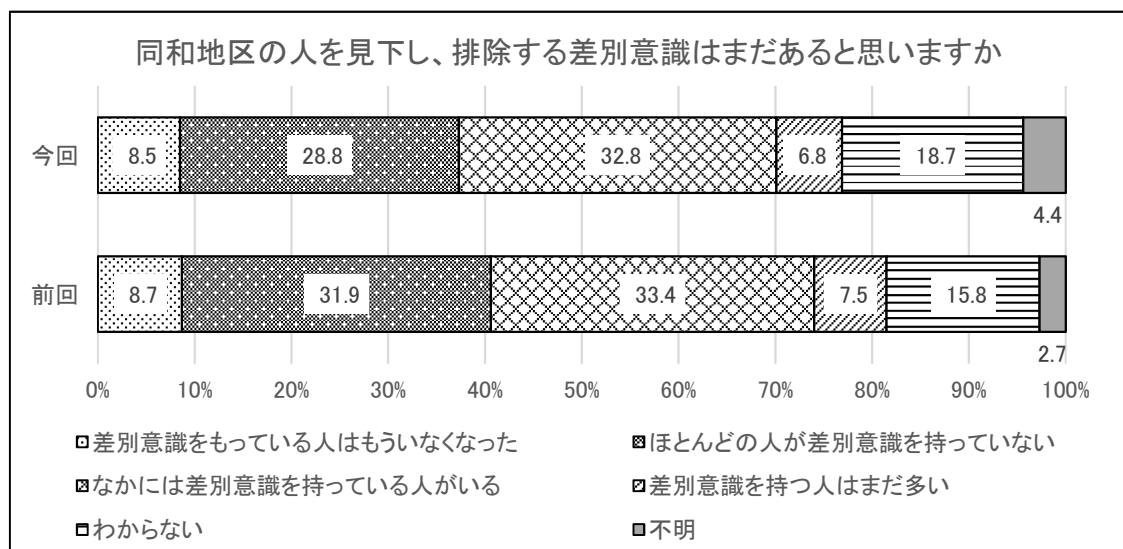
日常生活において「障がい者の人権は保障されている」、「どちらかといえば保障されている」とする回答は、50.0%で前回調査43.8%に比べ、6.2ポイント改善しています。障がい者の人権で問題となる項目を全国調査(人権)と比べると、「結婚問題での周囲の反対」「就職・職場で不利な扱い」が多くなっています。(結婚問題：全国調査(人権)26.7%→今回調査39.1%、就職・職場での不利な扱い：全国調査(人権)49.9%→今回調査53.7%)





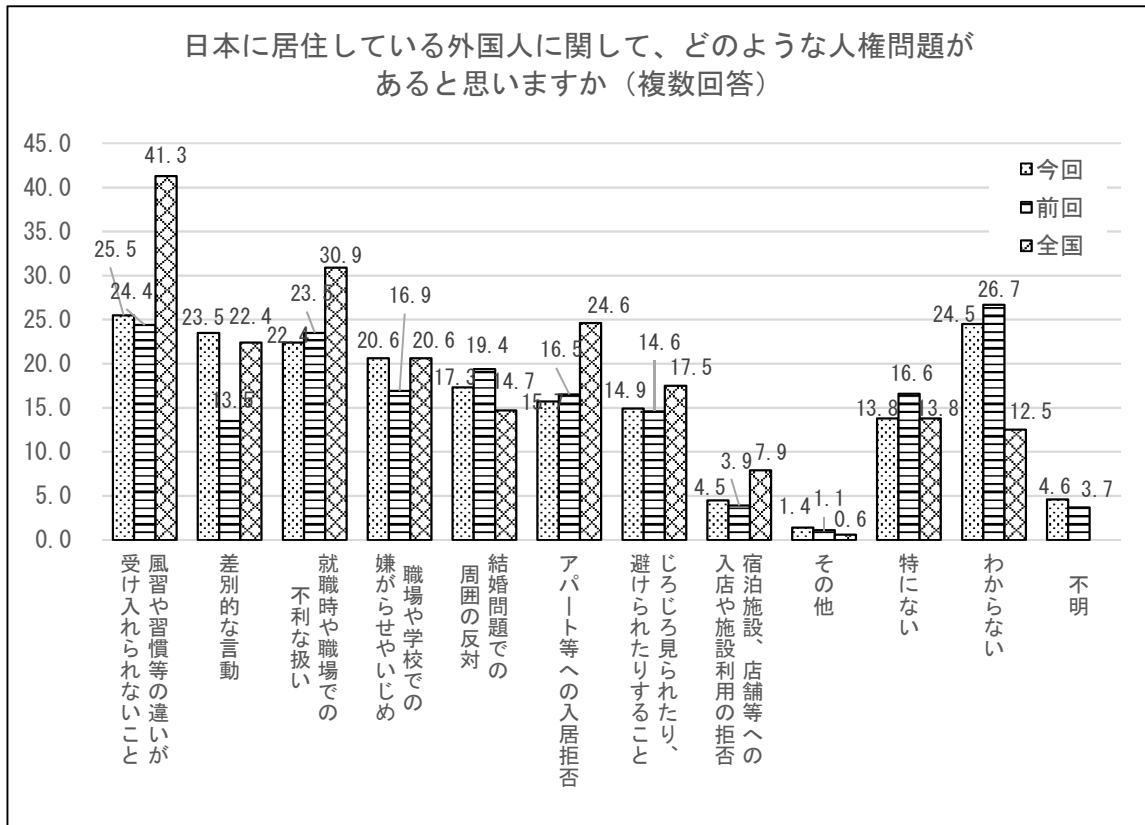
⑤ 部落差別問題

「同和地区住民に対する差別意識を持った人がいる」とする回答は前回調査に比べ、やや減少していますが、およそ4割の人が未だに差別意識を持った人がいると考えています。(前回調査40.9%→今回調査39.6%)



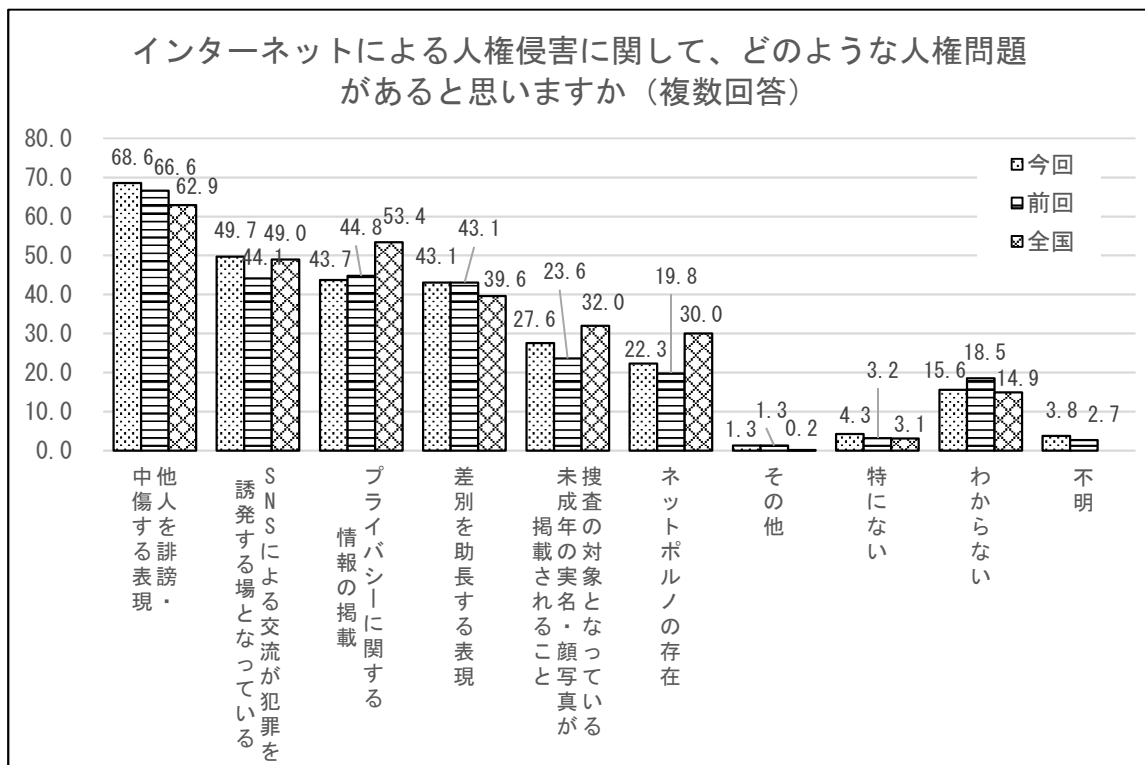
⑥ 外国人の人権問題

日本に居住している外国人で問題となる項目は、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」「差別的な言動をされること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」が多くなっています。(風習や習慣等の違いが受け入れられない：前回調査24.4%→今回調査25.5%) 全国調査(人権)と比べると、「結婚問題での周囲の反対」が多くなっています。(全国調査(人権)14.7%→今回調査17.3%)



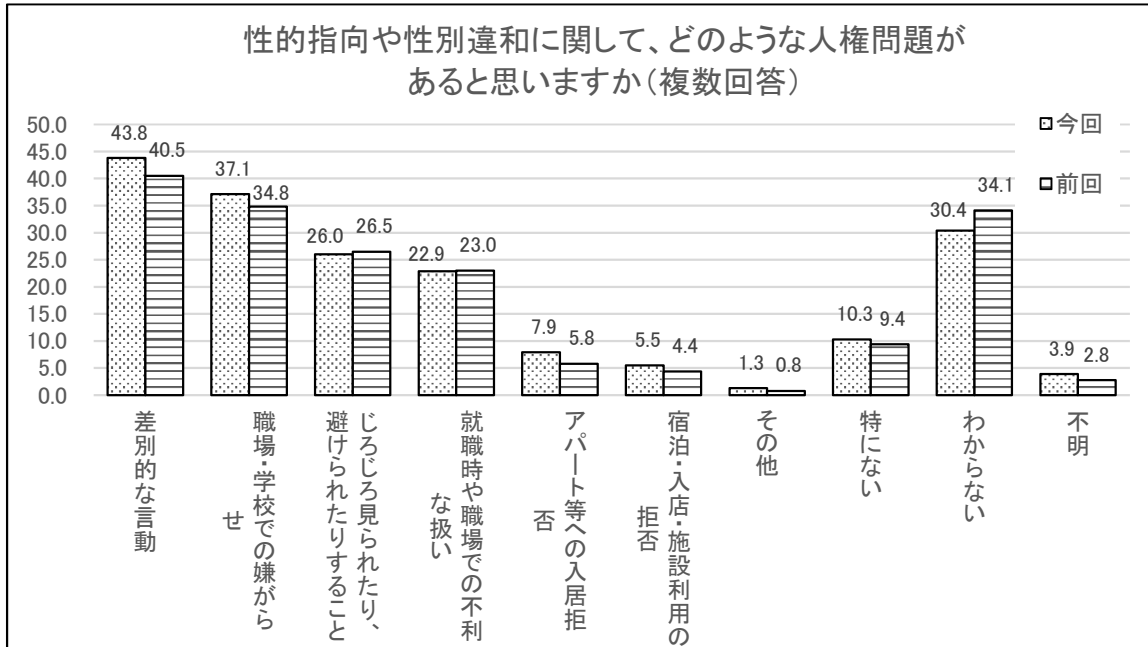
⑦インターネット上の人権問題

インターネットに関して人権上問題となる項目は、「誹謗中傷」、「犯罪の誘発」、「プライバシーに関する情報掲載」が多くなっています。全国調査（人権）と比べると「誹謗中傷」「差別を助長」が多くなっています。（誹謗中傷：全国調査(人権)62.9%→今回調査68.6%、差別を助長：全国調査(人権)39.6%→今回調査43.1%）



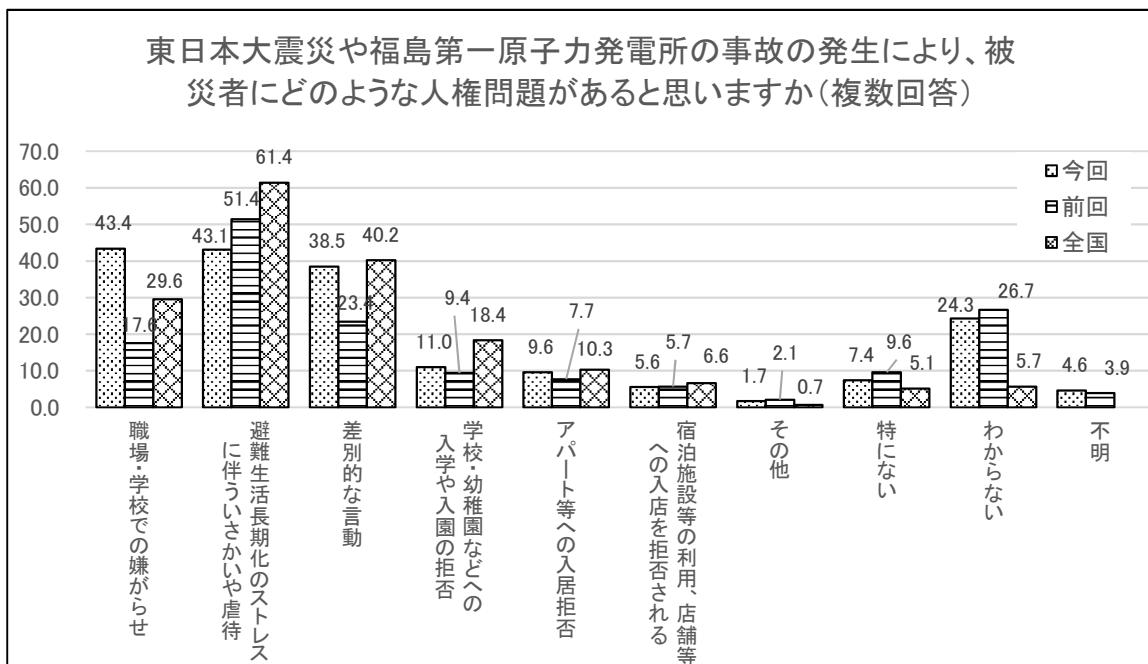
⑧性的指向・性自認に関する人権問題

性的指向や性自認に関して人権上問題となる項目は「差別的な言動」「職場、学校等での嫌がらせ」「じろじろ見られたり、さけられたりする」が多くなっています。(差別的な言動：前回調査40.5%→今回調査43.8%、職場・学校での嫌がらせ：前回調査34.8%→今回調査37.1%、職場・学校での嫌がらせ：前回調査34.8%→今回調査37.1%、さけられる：前回調査26.5%→今回調査26.0%)



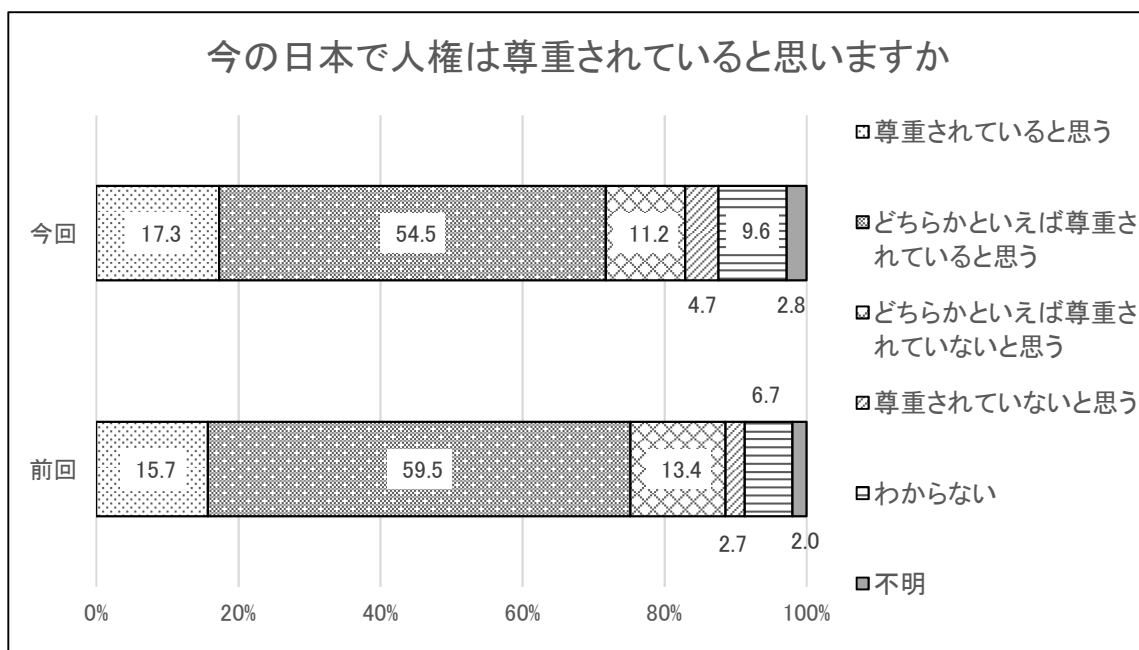
⑨東日本大震災や福島原発の被災者の人権問題

東日本大震災や福島原発事故の被災者に関しては、「職場・学校での嫌がらせ」「避難生活長期化によるストレスに伴う虐待」「差別的な言動」が多く、特に「職場・学校での嫌がらせ」が全国調査(人権)と比べても多くなっています。(職場・学校での嫌がらせ：全国調査(人権)29.6%→今回調査43.4%)

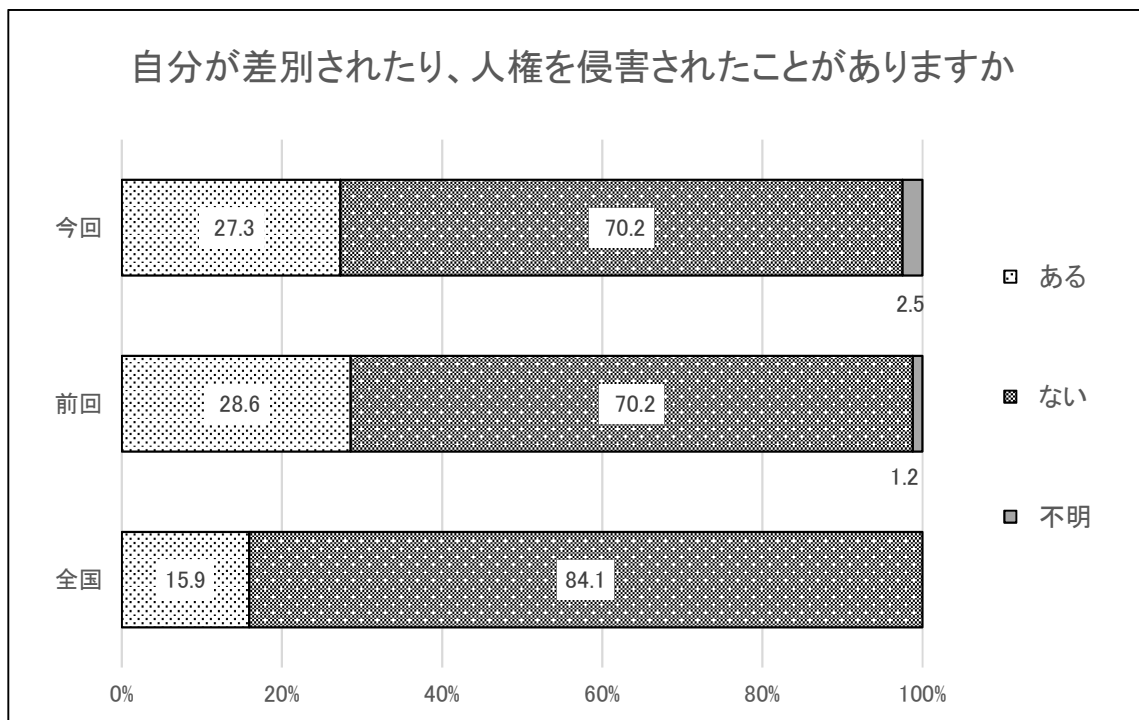


(2) 全体の特徴

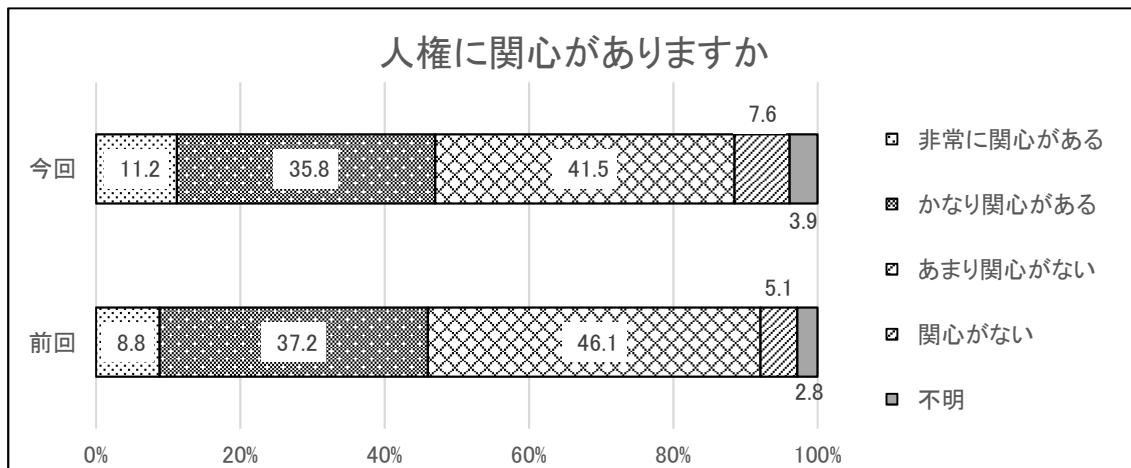
- ① 「人権が尊重されていると思う」とする回答は、前回調査と比べて減少しています。
(前回調査75.2%→今回調査71.8%)



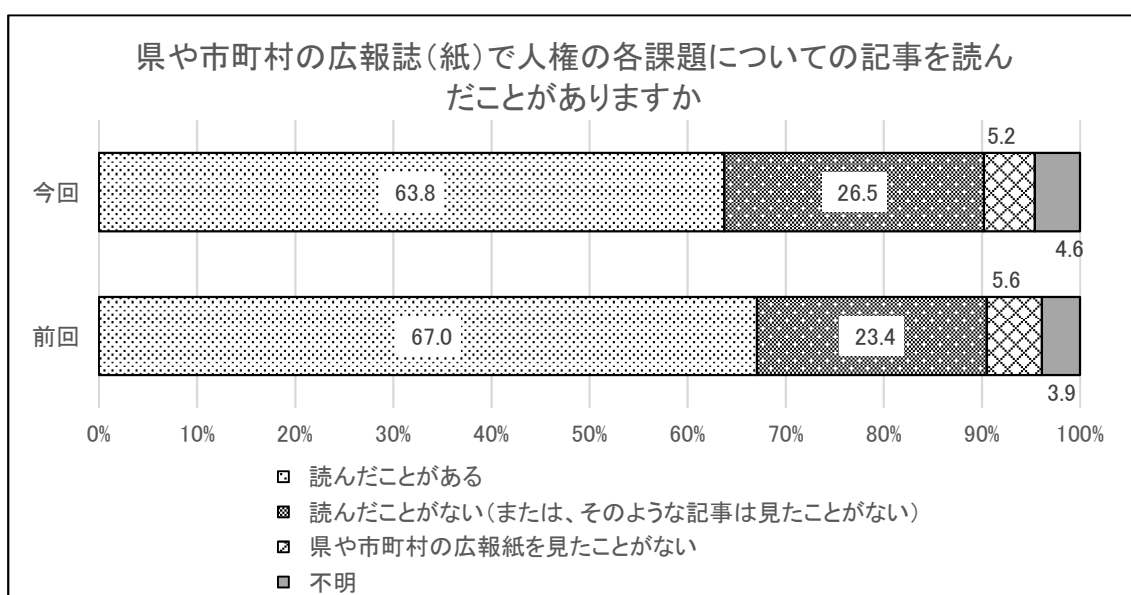
- ② 「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」とする回答は、全国調査(人権)と比べてかなり多くなっています。(全国調査(人権)15.9%→今回調査27.3%)



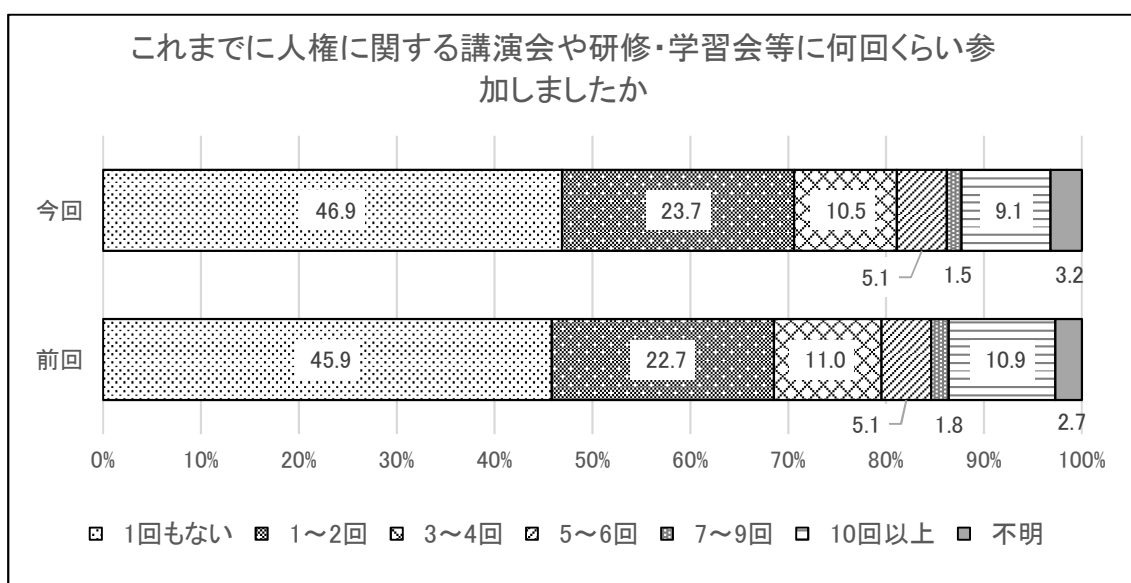
- ③ 人権への関心については、「関心がある」とする回答は前回調査に比べて少し増えています。(前回調査46.0%→今回調査47.0%)



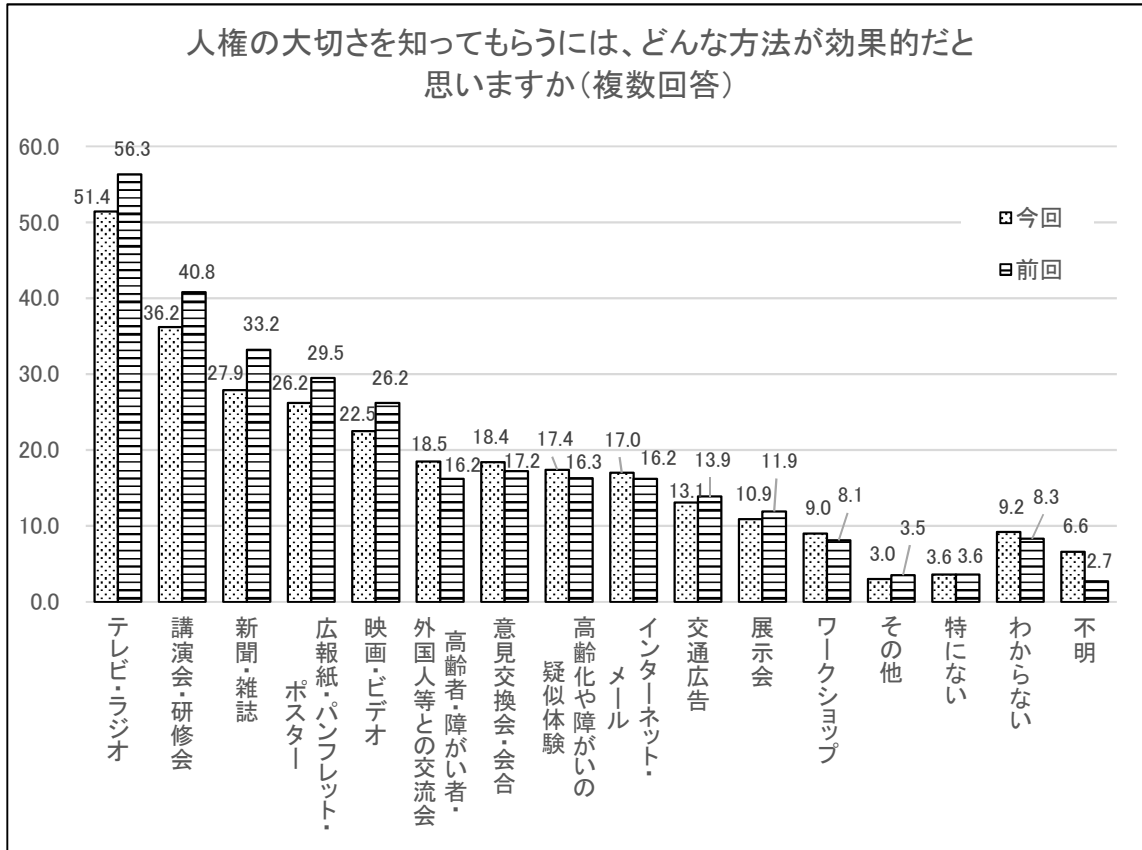
④ 行政の広報誌（紙）の人権問題の記事については、「読んだことがある」と回答した7人は63.8%で、前回調査67.0%より減少しています。



⑤ 人権問題の講演会や学習会・研修会の参加経験については、「一回もない」とする回答が、前回調査と比べ増加しています。（前回調査45.9%→今回調査46.9%）



- ⑥ 効果的な啓発方法については、テレビ・ラジオ、講演会・研修会、新聞などが相対的に多いものの、前回調査よりその割合は減少しており、高齢者・障がい者・外国人等との交流会、意見交換会・会合、インターネット・eメールが増えています。(交流会：前回調査16.2%→今回調査18.5%、意見交換会・会合：前回調査17.2%→今回調査18.4%、インターネット等：前回調査16.2%→今回調査17.0%)



- これらの結果を踏まえ、新たな手法を取り入れながら、今後も継続して教育・啓発活動に力を入れていく必要があります、あらゆる場における人権教育・啓発を一層推進していきます。

第4章 人権尊重施策の総合的な推進

I 人権教育・啓発の推進

人権尊重施策の主要な柱は人権教育・啓発の取組です。以下の事項に留意して、あらゆる場における教育・啓発に取り組みます。

- ① 学習だけでなく広報や普及の取組を重視する。
- ② 世界人権宣言など国際人権基準を普及する。
- ③ 知識の普及だけでなく、手法の開発や態度の形成に取り組む。
- ④ 部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づき、具体的な差別の解消に向けた、教育や啓発に取り組む。

1 あらゆる場における教育・啓発の推進

(1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進

【家庭における現状と課題】

- 家庭教育は個人の人権を尊重し命の尊さを認識して、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たしています。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童や高齢者に対する虐待や配偶者などへのDVなど人権侵害の問題も生じています。

（推進方針）

- ① 家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、家庭内に人権尊重の精神や共生社会の理念の普及・啓発に努めます。
- ② 大人が自信を持って家庭教育に取り組めるよう、各種相談機関の機能の充実や指導者の学習機会の拡充、研修資料の充実、県民活動の充実に努めます。
- ③ 児童虐待等に対する相談活動を充実し防止のための啓発に努めます。

【地域社会における現状と課題】

- 地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育・啓発内容の充実に努めています。
- 市町村では、公民館・隣保館などの社会教育施設を中心に講演会・懇談会の実施や啓発資料の配付など、様々な学習機会を提供していますが、効果的な学習プログラムの整備や参加者の確保、指導者の養成は十分とはいえません。

（推進方針）

- ① 地域の実態に即した具体的な課題の把握を行い、より多くの住民に対して学習機会の拡充を図ります。
- ② 県及び教育庁関係団体と連携し、人権教育における地域の担当者や指導者の研修・交流を行い、推進体制の充実に努めます。

- ③ 人権教育に関する担当者の資質向上、指導者の養成に関する研修の充実を図ります。特に、県内における人権教育の指導者である大分県人権教育・啓発推進協議会講師、大分県人権問題講師団を養成します。
- ④ 市町村に対して、研修や講師等の情報提供を行い、学習活動の活性化を支援します。また、市町村が実施する各種講座や学習会等において、効果的な人権学習が盛り込まれるよう、人材の育成や学習プログラムの作成を支援します。
- ⑤ ^{*1}人権教育総合推進地域事業等の成果を生かし、家庭・学校・地域社会が連携する住民総参加の「人権尊重の地域づくり」に取り組みます。
- ⑥ 県が実施する様々なイベント・行事や県民広報誌などを活用し、人権啓発活動を実施します。

(2) 学校や認定こども園、幼稚園・保育所における教育・啓発の推進

【学校（小中高）における現状と課題】

- 学校（小中高）における人権教育は、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力を持った児童生徒を育成することを目的としています。
- しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、実態や課題に即したものになり得ていない場合や、計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の習得に終わってしまったりしている現状もみられます。
- また、児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。今後も、児童生徒一人ひとりの人権に十分配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動の展開が求められています。
- 公立学校においては、すべての学校で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んでいます。
- また、^{*2}スクール・セクシュアルハラスメントの相談窓口をはじめ各種の相談窓口を設置して相談機能の充実、問題の発生防止と解決に努めています。

（推進方針）

- ① 学校が児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。
- ② すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。
- ③ 各学校において、地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通理解を図ります。また、学校の教育目標を踏まえた人権教育の目標を定めて全体構想を作成し、

^{*1}人権教育総合推進地域事業＝社会教育で人権教育を進める事業。人権教育指導者研修事業（県実施分）と人権教育推進市町村事業（市町村実施分）から構成される。人材養成やイベント開催などの事業を実施する。

^{*2}スクール・セクシュアルハラスメント＝学校で教職員が児童生徒等に性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり逃れ難い状況で発生する特性がある。

カリキュラムに位置づけます。

- ④ すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、校種間の連携を図り、教育内容や方法を工夫したうえで、人権尊重のための実践力、行動力を身につけ、あわせて学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。
 - ⑤ 学校内の人権教育の取組について家庭・地域社会に対して積極的に情報提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。特に保護者・地域の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイル、地域の実態に配慮した取組を工夫します。
- 私立学校においては、（一財）大分県私学協会が策定した「大分県私立学校人権教育基本指針」等に基づいて、人権教育推進委員会等の設置や人権教育担当者の配置など学校内の推進体制を構築し、生徒への人権教育や教職員への研修に取り組んでいます。

（推進方針）

- ① 学校において人権教育を進める体制を確立します。
- ② 生徒に対する人権教育や教職員の研修を充実します。
- ③ 入学願書等の書式改善など人権問題の取組を進めます。
- ④ 学校が行う人権教育や研修等の取組を充実・強化するため支援します。

[大学等における現状と課題]

（県立大学）

- 県立大学における人権教育は、個別のカリキュラムにおいて人間の尊厳や基本的人権、人権問題などについて講義が行われています。また、学内で発生する人権問題の解決に具体的に取り組むため、相談窓口を設け解決にあたっています。

（推進方針）

学生が各自の専門分野に対応した人権問題に取り組める教育環境の整備に努めます。

（国立大学・私立大学等）

- 国立大学等における人権教育については、法学一般や憲法などの法学の授業に関連して実施されています。また、教養教育に関する科目等として人権教育に関する科目が開設されている大学等もあります。

（推進方針）

大学等の自主的判断により、法学教育などの様々な分野において人権教育に関する取組や提出書類の改善など、一層の配慮がなされるよう大学等と連携します。

【認定こども園、幼稚園、保育所における現状と課題】

- 乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、子どもの生活全体が豊かなものとなるように努めなければなりません。
そのため、子どもの最善の利益を考慮しつつ、保護者と共に子どもを心身ともに健やかに育成する教育及び保育を行う必要があります。

（推進方針）

- ① 人との関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- ② 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行います。
- ③ 子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- ④ 子ども相互の関係づくりや尊重する心を大切にします。
- ⑤ 入所する子ども等の個人情報適切に取り扱います。

（3）企業・団体における教育・啓発の推進

【企業における現状と課題】

- 企業は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが望まれています。そのためには、企業の個々の実情に応じて、人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進する実施主体としての役割を担うことが求められています。公正採用については、国の労働局が県下の事業所に^{*1}「公正採用選考人権啓発推進員」を選任して、差別のない採用・選考を行うよう研修を実施しています。
- また、県内の企業では、「人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることが社会における企業の果たす役割の一つである」という認識に立って、企業の立場から部落差別問題をはじめ広く人権問題の解決をめざして自主的に諸活動を行う」ことを目的として、1998年（平成10年）に県内主要企業で組織する「大分人権啓発商工連絡会」を設立（2016年（平成28年）に「大分人権啓発企業連絡会」に改称）し、研修会の実施、関係機関・関係団体との情報交換等の活動を行っています。
- しかし、今回調査では、人権問題の講演会・研修会・学習会への参加経験については民間企業勤務者の半数以上が「一度もない」と回答しており、個々の企業までの情報提供が十分ではない実態がうかがえます。

^{*1}「公正採用選考人権啓発推進員」＝ハローワークが選定した従業員30人以上の事業所で選任される。それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

(推進方針)

- ① 大分人権啓発企業連絡会の活動内容を支援するなど、企業に対する啓発・指導に取り組みます。
- ② 企業内の階層別研修用に人権プログラムを設定するよう要請します。
- ③ 人権問題の講演会等への参加を促すため、企業に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ④ 人権教育及び人権啓発に取り組む事業者に対してその活動を支援します。

[団体における現状と課題]

- 1982年(昭和57年)に部落差別問題の早期解決を図ることを目的として、国・県・市町村の行政・教育機関で構成された「大分県同和問題啓発推進協議会」は、1994年度(平成6年度)に農林水産関係団体・経済団体・マスコミ等を加え、2002年(平成14年)には「大分県人権教育・啓発推進協議会」に組織変更しました。この協議会は企業・団体と行政・教育機関が連携して、人権教育・啓発に係る事業や研究、情報交換を行い、会員団体の研修支援に取り組んでいます。
- また、この協議会では人権教育・啓発の基本方針となる「今後の人権教育・啓発活動のあり方」を定めています。全ての企業・団体で人権の取組が主体的に実施されるようになることが課題です。

(推進方針)

- ① 団体のトップや幹部職員に対する研修を充実します。
- ② 団体役職員に対する研修プログラムの開発を支援します。
- ③ 会員団体に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ④ 「今後の人権教育・啓発活動のあり方」の具体的推進を図ります。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

[県職員、市町村職員、教職員における現状と課題]

- 県職員については、(公財)大分県自治人材育成センターが実施する階層別研修に、人権に関する科目を設け、各層の職員に対して人権研修を実施しています。また、2002年度(平成14年度)に各所属に職場研修推進者(統括推進員、副統括推進員)を配置して体制を強化し、各所属単位でも人権に関する研修を実施しています。今後も、部落差別問題をはじめとした様々な人権問題に対して職員一人ひとりが高い意識を持ち人権施策を推進できるよう、より効果的な研修を行う工夫をしていく必要があります。
- 市町村職員については、各市町村で職員研修体制を整備し、人権研修に取り組んでいるほか、(公財)大分県自治人材育成センターの基本研修で人権カリキュラムを設定しています。
- 教職員に対する教育・研修については、公立学校では、県教育センターで教職員の人権教育に関する基本的な理解と認識を深めて実践者としての資質を高めるため、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を計画的に実施しています。

また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒の個人情報の取扱い等人権上の配慮に努めています。さらに、県教育委員会と（公社）大分県人権教育研究協議会が協力した研修会や県内外で開催される研修会に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

- 私立学校では、外部講師を招聘する講演会や校内研修会などを開催する一方、県内外で開催される各種団体主催の研修会に参加して、あらゆる人権侵害や差別の解消を図る意欲と実践力を持った人材育成に努めています。特に県と（一財）大分県私学協会が連携しながら新任教職員や指導者に対する研修会を開催し、部落差別解消をはじめとする様々な人権問題に取り組む教職員を育成しています。
- 県立大学では、情報技術の高度化や国際化の進展に伴って人権侵害が発生するなど人権問題も大きく変化している中で、教職員に対して人権意識の高揚を図り効果的な人権教育を行う知識や技能の向上を図るため、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

（推進方針）

- ① 県職員については、階層別研修での人権研修を計画的に実施し、同時に各所属の職場研修推進者に対する職場研修支援講座を実施するなど、各所属単位で幅広く人権に関する研修が実施されるよう取組を進めます。
- ② 市町村職員については、各市町村及び（公財）大分県自治人材育成センターと連携し、市町村職員研修が充実するよう支援します。
- ③ 教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、人権問題に対する理解と認識を深めながら、幼児児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。
- ④ 私立学校では、（一財）大分県私学協会などの関係機関・団体と連携しながら教職員の研修の充実に努めます。
- ⑤ 県立大学において、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

〔警察職員、消防職員における現状〕

- 警察は、国民の権利・自由を擁護する立場にあり、人権に対する正しい理解をもって、人権を尊重した警察活動を推進しなければなりません。そのために警察職員に対しては、あらゆる機会を捉えて人権に対する教育を行っています。
- 消防学校の「初任科教育」「幹部教育」等で人権問題の講義を設定しています。所属市町村では、市町村計画に基づいて職員研修に取り組んでいます。

（推進方針）

- ① 警察職員については、警察学校における採用時の「初任科教養」では、基本的な人権についての教育を実施します。
- ② 警察職員については、所属においては、適切な市民応接を推進するための研修会の開催等各種の教育を行うとともに、教養資料を作成して人権に関する意識の啓発に努めるなど、「人権を尊重する」という教育を徹底します。
- ③ 警察職員については、各種教育の機会を捉えて様々な人権課題について理解を

深めます。

- ④ 消防職員については、「初任科教育」の講義を工夫し介護研修等現場対応に役立つ研修を実施します。また、所属市町村職員研修が充実するよう支援します。

[医療、福祉関係者、マスメディアにおける現状]

- 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請しています。
- 障がい者や高齢者、子どもと直接接する機会の多いケースワーカーや民生委員・児童委員、保健師、家庭相談員、母子相談員、保育士、ケアマネージャー、社会福祉施設の介護担当職員等に対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育を実施しています。
- また、*1「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、行政職員を対象とした県・市町村の障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行っています。これ以外の福祉・保健関係者に対しても系統的な研修が取り組まれるよう支援します。
- マスメディア関係者に対しては、県政記者クラブ加盟の報道各社に対して様々な機会を活用して人権に関する情報を積極的に提供しています。

(推進方針)

- ① 医療関係者においては、人権教育・研修の充実を図られるよう、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請していきます。
- ② 福祉関係者に対しては、「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行います。
- ③ マスメディアに対しては、様々な機会を捉えて情報を提供します。

2 推進環境の整備

(1) 人材の養成と活用

[教育の分野における現状と課題]

- 学校教育では、県教育センター等において、管理職や人権教育担当者を中心に人権教育を主体的に推進する人材を計画的・継続的に養成しています。
- 社会教育では、社会教育指導者や市町村の人権教育推進担当者を対象に研修会を実施し、指導者の養成と資質の向上を図っています。
- また、県内各地で人権教育を推進する講師として、大分県人権問題講師団を育

*1「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」 = (行政・施設・団体の) 社会福祉従事職員の資質向上を図り、県民に質の高いきめ細かな福祉サービスを提供するため、体系化された研修実施計画に基づく研修を行う。

成・登録し、各市町村に派遣しています。市町村の人権教育担当者の専任配置や大分県人権問題講師団の積極的な活用など、推進体制の整備と活性化が必要です。

(推進方針)

- ① 人権教育に関する指導者の育成や人材の多方面からの活用など、指導体制の充実に努めます。
- ② 市町村の人権教育担当者等に対する研修の充実を図るとともに、大分県人権問題講師団のスキルアップを図り活用を促進します。

[啓発・研修の分野における現状と課題]

- 県民啓発では、人権問題研修講師の資質の向上を図るため、重要課題に関する知識の深化や講師としての技能向上の手法の修得を目的とした研修やフォローアップ研修を実施しています。
- 企業・団体に対しては、人権啓発・研修に取り組むリーダーを養成しています。
- 市町村に対しては、人権啓発担当者に職務に必要な知識や技能を提供する研修を実施しています。
- 県職員に対しては、全所属で独自に人権研修に取り組めるよう所属推進者に対する研修を実施しています。
- 新たな人権課題への素早い対応や、より興味を引く効果的な啓発・研修の提供が課題です。

(推進方針)

- ① 人権問題研修講師については、資質の向上のための研修を充実し、スキルアップを図り、活用を促進します。
- ② 企業・団体については、それぞれの企業・団体に主体的に研修が行われるよう啓発リーダーの養成に努めます。
- ③ 市町村の人権啓発担当者に対しては、様々な人権課題を整理した知識や新しい研修・啓発手法を普及する研修を実施します。
- ④ 県職員については、職場研修プログラムを開発し所属推進者に対して普及するなどきめ細かい取組を行います。
- ⑤ 新たな人権課題の知識や効果的な啓発手法を積極的に取り入れます。

(2) 教材の整備と活用

(現状と課題)

- 人権問題全般や重要課題の分野ごとの図書や冊子等印刷物、ビデオ・DVD等の視聴覚教材を整備しています。
- 学校では、児童生徒の発達段階や学習者のニーズに応じた指導資料（課題別実践モデル）やパンフレット（「第三次とりまとめ」簡易版）の配布、視聴覚教材を作成・整備しています。

(推進方針)

- ① 重要課題のほか、新たな人権の課題に関する教材を整備します。

- ② 幼児児童生徒の関心や地域学習者のニーズに基づき指導資料や教材を整備します。
- ③ 学習や研修の手法を普及する教材を整備します。

(3) プログラムの開発

【教育の分野における現状と課題】

- 学校においては、児童生徒の発達段階に応じて校種別に目標を設定し、教育課程に位置づけています。
- 教職員に対しては、人権教育に関する基本的な理解と認識を深め、実践者としての資質を高めるために、職務・職階・経験年数に応じた研修を実施しています。
- 社会教育においては、社会教育指導者や市町村の人権教育担当者を対象に学習プログラム作成を支援するための研修会を実施しました。
- 今後とも、効果的な人権教育を展開するための学習プログラムの開発が必要です。また、プログラムを活用していく中で改善に取り組む努力が必要です。

（推進方針）

- ① 学校における人権教育の内容も踏まえた効果的なプログラムの開発を進めます。
- ② 小・中・高等学校の各校種において、「主体的・対話的で深い学び」の人権学習を目指すため、「人権の『授業づくり』のすすめかた」パンフレットを活用した授業づくりに取り組みます。
- ③ 社会教育では、学習プログラム作成を支援するための研修等の実施により、その成果を県内の市町村に共有し、活用を図ります。

【啓発の分野における現状と課題】

- あらゆる場における教育・啓発を推進するため、研修のための体制づくり・進め方や研修手法等を内容とする「企業の人権研修プログラム」、県の所属長や研修担当者を対象とする「人権研修の手引」を作成しています。
- 今後とも、インターネットの普及や手軽に学習できる手法を好むといった社会情勢の変化に対応したプログラムの提供が必要です。

（推進方針）

- ① 養成された人材が、職場や地域等あらゆる場において人権研修の指導者として活動できるよう、研修プログラムを工夫します。
- ② 教育・啓発の教材が、職場・地域等あらゆる場における人権研修で有効に活用されるよう、研修プログラムの中に教材の活用手法を盛り込みます。
- ③ 既存のプログラムを、新たな人権課題の情報や手法を取り入れて活用しやすいものに改訂します。
- ④ 特定職業従事者を対象とする専門的プログラムの作成を支援します。

(4) 情報提供システムの充実

(現状と課題)

- 人権情報の提供は、テレビ・新聞等のマスコミをはじめとして、県・市町村広報によるものや資料、ポスター、JR広告、ホームページ、地域情報紙など、様々な媒体を通じて行っています。
- 県民が注目する媒体や新しい情報提供・共有ツールを活用していく必要があります。

(推進方針)

- ① 県が有する人権に関する人材や教材、学習の機会等に関する情報を体系化し、県民が簡便で迅速に利用できる「人権情報の場」として整備した人権情報プラザの利用促進に取り組みます。

「人権情報プラザ」の機能

- ・ 学習機会等の情報収集と発信
- ・ 指導者のデータ登録と講師の斡旋、紹介
- ・ 視聴覚教材の展示と貸出
- ・ 資料の収集、配布
- ・ 図書収集、閲覧、貸出
- ・ 啓発や研修に関する相談対応

- ② 県民が注目する新しい媒体や情報提供・共有ツールの活用を図ります。

(5) 国・市町村との連携

(現状と課題)

- 国との間については、大分地方法務局が主宰する^{*1}人権啓発活動ネットワーク協議会活動に取り組み、法務省の人権啓発活動地方委託事業を活用して、効果的な啓発を推進するため連携を図ってきました。
- 市町村については、県下人権・同和対策連絡協議会との連携による情報共有を図るとともに、県民講座や人権フェスティバルの共催など、啓発活動に取り組んできました。
- 今後も、さらなる情報共有などのネットワーク化を図るとともに、それぞれの組織の連携が重要です。

(推進方針)

- ① 市町村との情報共有等の連携を図り、効果的・広域的な啓発が全県で展開されるよう努めます。
- ② 市町村間の取組の格差を解消するため、市町村担当職員の研修を充実し市町村が実施する啓発事業を支援します。
- ③ 国・県・市町村のネットワークを充実・強化するため、国のネットワーク協議会活動に積極的に取り組みます。

^{*1}人権啓発活動ネットワーク協議会 = 地方法務局が管内の人権擁護委員や地方公共団体等を組織して人権啓発活動を実施する協議会。都道府県協議会と地域協議会に区分され、本県には大分(県)協議会と大分・竹田地域協議会がある。

(6) NPOとの協働

(現状と課題)

- 近年、福祉、環境や国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。特定非営利活動には、人権の擁護や平和の推進を図る活動をはじめ、保健、医療、福祉、まちづくり、社会教育の推進、子どもの健全育成、国際協力、男女共同参画社会の形成の促進など、人権尊重施策と密接に関わるものが多くあります。
- 「差別をなくす運動月間県民講座」への参加要請、「人権啓発フェスティバル」でワークショップの場をNPOに提供するなど、人権問題に取り組むNPOとの協働を図っています。NPOとの協働は人権文化の構築には不可欠のものとなっています。

(推進方針)

- ① NPOが主催する人権関係の講演会や相談事業などの活動を支援、情報・意見交換を行います。
- ② NPOに対して啓発事業の情報を提供し、人権問題研修講師や啓発リーダーの養成講座にNPO関係者の参加を要請します。

II 相談・支援・権利擁護の推進

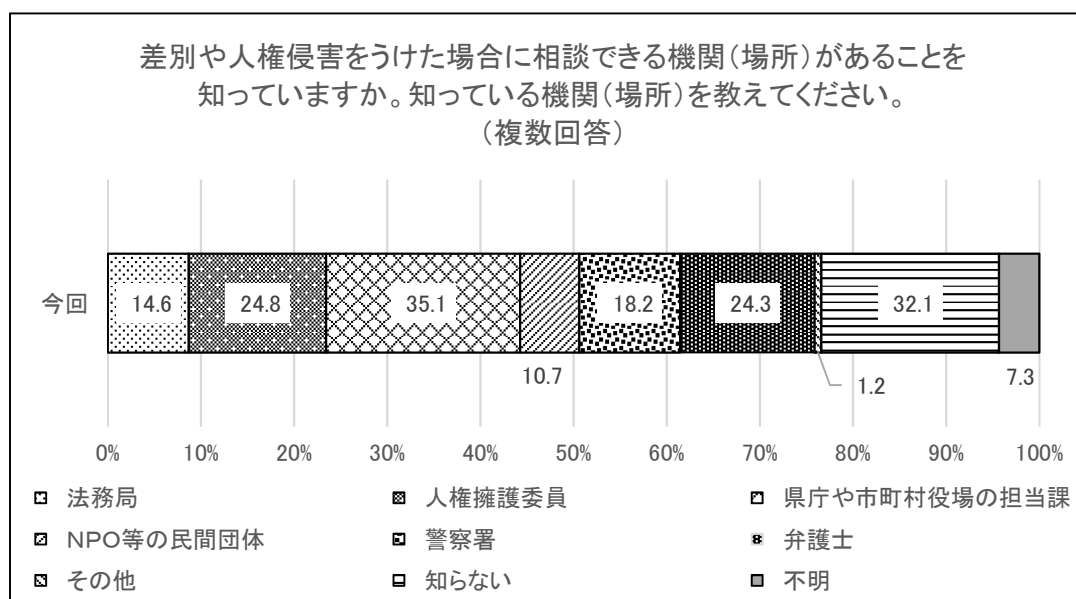
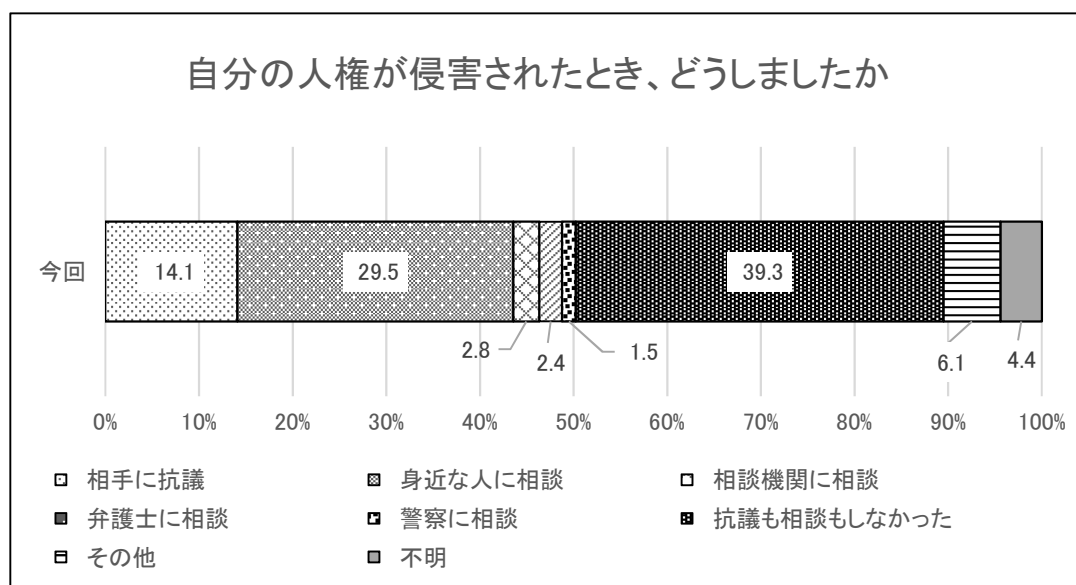
人権教育・啓発の目的は、県民全体が人権を正しく理解し人権を尊重する態度を示し・行動する人権文化を構築することです。一方、一人ひとりの県民が自己実現を追求するためには具体的な生活の中の様々な問題を解決する必要があります。また、差別的な取扱いを受けたり不合理な較差が生じたりしていれば、その解消に努める必要があります。こうした問題を解決するためには、重要課題の当事者や関係する人々をはじめ、全ての人が相談したり、支援を受けたり、自らの権利を行使できるなどの仕組みが必要です。

特に、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法に基づき、相談体制の充実に努め、支援・権利擁護の推進を図ります。

(現状と課題)

- 人権の重要課題や環境、消費者の問題については、行政・教育機関や警察で相談や支援、権利擁護の取組が行われています。また、人権侵害については、法務局や人権擁護委員が人権相談や人権侵害事件を担当し、最終的には裁判所で被害者の救済について決定されます。
- しかし、今回調査では、人権侵害を受けたときの対応について「相談機関に相談した」とする回答は2.8%、「弁護士に相談した」とする回答は2.4%、「警察に相談した」とする回答は1.5%と合計でも6.7%に過ぎません。また、人

権侵害を受けた場合に相談できる機関があることを知らない人は32.1%となっています。一方、差別されたり、人権が侵害されたりしたことがあるとする回答は27.3%となっており、人権問題に関する相談の潜在的なニーズは高いと考えられます。



- 今後も、人権意識の高揚や人権課題の多様化・複雑化が進み、自己実現の追求支援や人権侵害の救済など行政が取り組むべき課題が増えることが予想されます。これに対応するため、簡易・迅速・柔軟・総合的な取組が必要です。

(推進方針)

- ① 県民が迅速に相談できるよう人権問題に関して県が行う各種相談・支援機関の情報を一元的に提供するシステムを整備します。
- ② 県民が簡易・効果的に相談できるよう人権問題に関する総合的な相談窓口のあり方を検討します。

- ③ 人権問題に関する相談者の状況や相談の内容に応じた柔軟な手法を工夫するなど、相談機能を充実します。
- ④ 人権問題に関する相談・支援を担当する職員の資質の向上を図るため、研修手法を工夫します。
- ⑤ 高齢者・障がい者等の福祉分野や男女共同参画の分野で取り組まれている人権問題に関する苦情解決制度の充実に努め、その他の分野における苦情解決制度の整備に取り組みます。
- ⑥ 相談や支援、権利擁護について、国・市町村・NPO等との連携を図ります。
- ⑦ 県が行う工事の発注や物品の調達等に際して、障がい者を積極的に雇用する企業等の入札参加資格の優遇など、人権に配慮した企業等に対する優遇策を実施します。
- ⑧ 県内の個人・団体が人権尊重社会づくり、特に教育・啓発に関して、先進的又は特徴的な取組を行ったことに対して表彰を行うなどし、広く県民に周知します。

第5章 様々な分野における人権行政の推進

わが国や本県での人権問題をめぐる状況やその取組の経過・方針について共通の認識を持つ必要があります。本方針では重要課題として、わが国における固有の人権問題である部落差別問題をはじめとする9つの課題で整理しています。なお、昨今、社会的関心が高まっている性的少数者の人権問題を重要課題の一つとして位置づけました。

I 部落差別問題

1 これまでの取組、現状と課題

(1) 国の取組

- 部落差別問題は、一部の国民が出身を理由に結婚や就職など人生の節目で不当な扱い(差別)を受ける人権問題です。国は、1965年(昭和40年)の「同和問題はわが国固有の人権問題であり、この解決は国の責務であり国民的課題である」とする同和対策審議会答申を踏まえて、1969年(昭和44年)に同和対策事業特別措置法を制定しました。
- この法に基づく施策は、生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・職業の安定・教育の充実・人権擁護活動や啓発活動の強化など、総合的な取組となりました。同和対策に係る3つの特別措置法は2002年(平成14年)3月に期限となり、33年間の特別対策は終了しました。
- 長年の取組によって、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されましたが、未だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上で差別的情報を流布するなどの問題が存在しています。
- こうした中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、2016年(平成28年)に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し、基本理念を掲げ、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の実施について定めています。

国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1965（昭和40）年	同和対策審議会答申	「同和問題は我が国固有の人権問題、この解決は国の責務であり国民的課題である」
1969（昭和44）年	同和対策特別措置法	同対法 （10年の時限法、3年間延長）：生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動・啓発活動強化等事業指定なし
1982（昭和57）年	地域改善対策特別措置法	地对法 （5年の時限法）：74事業
1987（昭和62）年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	地对財特法 （5年の時限法、5年延長）：55事業 1992（平成4）年から45事業
1996（平成8）年 5月	地域改善対策協議会意見具申	（事業）平成9年3月終了、一般対策に移行 （教育啓発）人権教育・啓発に再構成 （被害救済関係）人権救済制度の確立検討
1997（平成9）年 3月	地对財特法（一部改正法）	15事業、2002（平成14）年3月末期限：15事業
2002（平成14）年 3月	特別対策終了	33年間の特別対策の終了
2016（平成28）年 12月	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする

(2) 県内の取組

- 県内においても、法に基づく事業や地域の実態に即した事業を実施してきました。生活環境の改善では、下水道・都市公園など社会基盤の整備や公営住宅の建設・改善、地区道路の整備、危険箇所対策などの住環境の改善に取り組みました。
- 社会福祉の増進では、老人・母子の保健衛生施策や児童福祉施策、^{*1}隣保館での相談事業や啓発・交流事業に取り組みました。
- 産業の振興では、農林水産業の施設の整備や経営指導に取り組み、中小企業の経営相談所を設置して経営指導や融資事業に取り組みました。
- 職業の安定では、職業相談や職業訓練事業により就職を支援し、企業・事業所に対して適正な採用選考を行うよう啓発や指導を行いました。
- 教育の充実の分野では、学力の向上や進学率の向上のための学習指導や進路指導・進学奨励事業に取り組みました。学校教育では、教職員の資質向上や教材の整備、カリキュラムの開発、研究事業の実施などに取り組みました。
- 社会教育では、市町村推進体制の整備や指導員・担当職員の育成、公民館・集会所の学級・講座での人権学習の推進などに取り組んできました。
- 県民啓発の推進では、各種イベントの開催やテレビ等マスコミの活用などに取り組み、市町村・各種団体の取組を支援しました。

^{*1}隣保館＝部落差別問題の解決を目的として設置され、1997（平成9）年から地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとされ相談や地域福祉事業等人権課題解決のため幅広い事業に取り組んでいる。

同和対策事業（県内の取組）

項目	事業内容	
生活環境の改善	社会基盤整備	下水道・都市公園
		公営住宅の建設・改善
		地区道路の整備
		危険箇所対策
社会福祉の増進	老人・母子の保険衛生施策	
	児童福祉施策	
	隣保館の相談事業、啓発・交流事業	
産業の振興	農林水産業施設整備・経営指導	
	中小企業の経営指導・融資事業	
職業の安定	職業相談	
	職業訓練事業	
	企業・事業所に対し適正な採用選考の啓発・指導	
教育の充実	学力・進学率の向上	学習指導
		進路指導・進学奨励事業
	学校教育	教職員の資質向上
		教材の整備
		カリキュラムの開発
		研究事業の実施
	社会教育	市町村推進体制の整備
		指導員・担当職員の育成
		公民館・集会所の人権学習の推進
	県民啓発	各種イベントの開催、マスコミ活用を通じた市町村・各種団体の取組支援

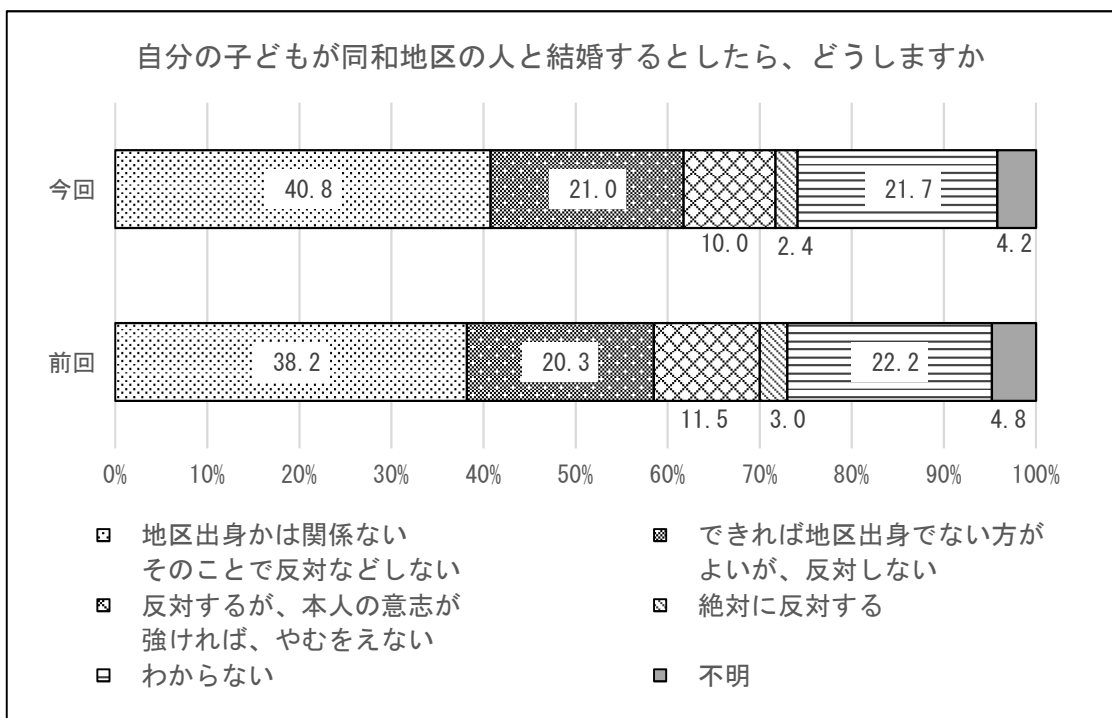
(3) 現状と課題

- 2002年（平成14年）11月に開催された大分県同和対策審議会は、この33年間の事業について、「生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当な成果をあげ、周辺地域との格差はほとんどみられなくなったが、進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、格差がなお存在している分野がみられる。また、結婚問題を中心に差別意識が未だに存在している状況であるため今後の主要な課題は部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である」と総括しています。
- また、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による差別身元調査を防ぐため、県内市町村においては、平成24年4月1日に杵築市、国東市、日出町が県内で初めて事前登録型本人通知制度を導入しました。その後、平成25年4月1日までに県内全ての市町村で本人通知制度が実施されています。

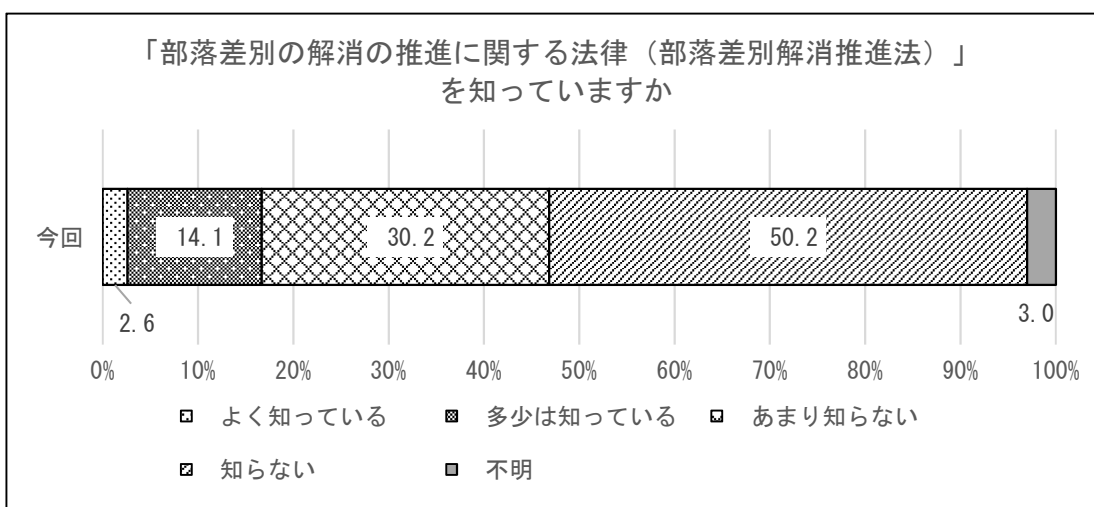
登録型本人通知制度の県内状況（R元.6.1現在）

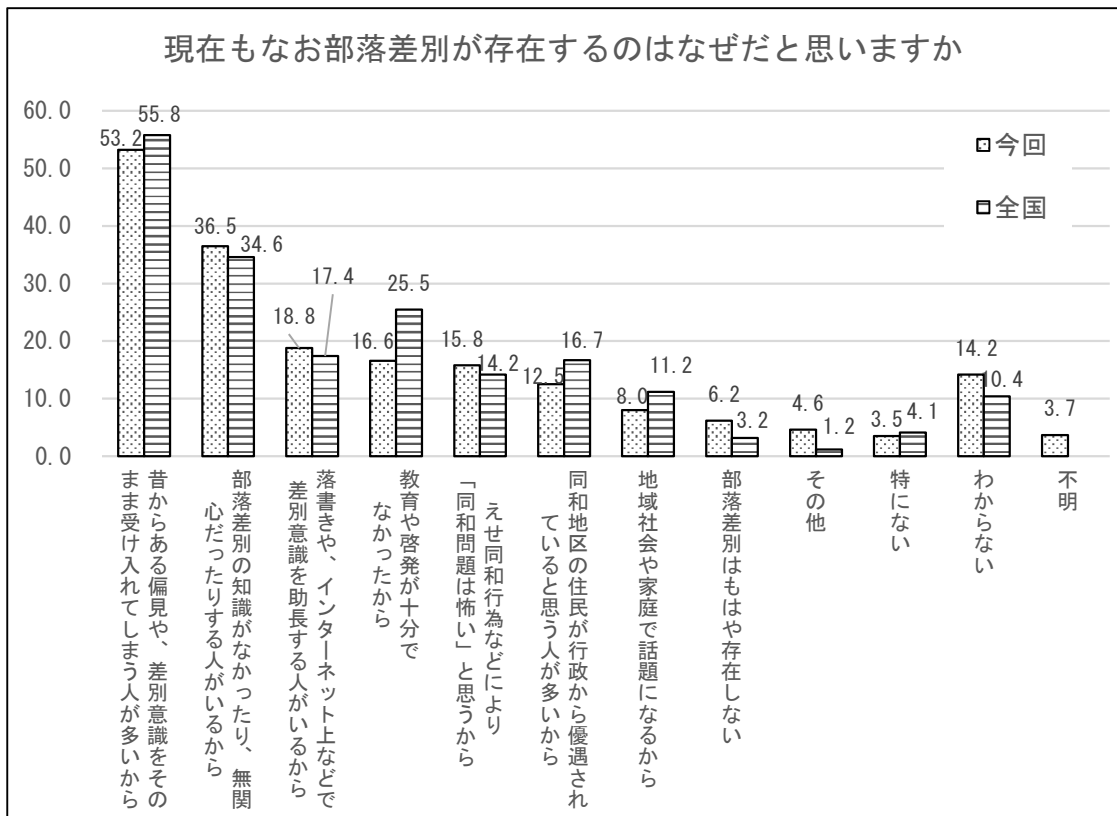
市町村名	制度導入年月日	登録者数	通知件数（累計）
大分市	平成24年10月1日	16,055	5,257
別府市	平成25年1月15日	2,157	558
中津市	平成25年1月1日	1,000	262
日田市	平成25年4月1日	1,631	366
佐伯市	平成25年4月1日	1,237	336
臼杵市	平成25年4月1日	3,339	801
津久見市	平成25年4月1日	412	4
竹田市	平成24年11月1日	1,567	20
豊後高田市	平成25年4月1日	1,231	338
杵築市	平成24年4月1日	1,110	73
宇佐市	平成25年4月1日	2,804	569
豊後大野市	平成25年4月1日	1,496	368
由布市	平成25年4月1日	558	120
国東市	平成24年4月1日	1,736	106
姫島村	平成25年4月1日	174	0
日出町	平成24年4月1日	629	3
九重町	平成25年3月1日	386	38
玖珠町	平成25年3月1日	506	160
計		38,028	9,379

- 今回調査において、「あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたらあなたはどうしますか」という質問に対して、「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」は40.8%（前回調査38.2%、H20調査37.7%）と少しずつではありますが改善しています。一方、「できれば地区出身者でないほうがいいが、反対はしない」「反対するが本人の意志が強ければやむをえない」と答えた人は31.0%（前回調査31.8%）、「絶対に反対する」と答えた人は2.4%（前回調査3.0%）でした。「住宅を購入したりアパートを借りるなど不動産を選ぶとき、価格や立地条件が希望にあってもその他の条件により避けることがあると思いますか」という質問に対し、同和地区の地区内であるとき、「避ける」「どちらかといえば避ける」と答えた人は33.5%にのぼり、未だ同和地区に対する県民の差別意識が存在しているといえます。



○ また、今回から新たな設問として「部落差別解消推進法を知っていますか」という質問をしたところ、「あまり知らない」、「知らない」と答えた人は8割を超えています。「現在もなお部落差別が存在するのはなぜだと思いますか」という質問には「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」が53.2%（全国調査（人権）55.8%）と最も多く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」が36.5%（全国調査（人権）34.6%）、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が18.8%（全国調査（人権）17.4%）でした。





- 法律の趣旨を周知するとともに、引き続き、差別根絶のため教育及び啓発の推進を行っていくことが重要です。
- 一方、部落差別問題の解決を阻むものとして^{*1}えせ同和行為があります。現在も大分県人権尊重・部落差別解消推進課には「えせ同和行為」に関する問い合わせや情報提供があります。今後とも、正しい知識の普及を図っていくことが必要です。

2 部落差別の解消の推進と基本方針

(1) 部落差別の解消の推進

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的として、本方針において、部落差別の解消に向けた取組を定めます。

(2) 基本方針

人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も部落差別解消は人権行政の原点であり重要な柱です。

部落差別解消を進めるうえで、国の同和对策審議会答申の基本精神や^{*2}平成8年地对協意見具申の趣旨を踏まえた県審議会の了承事項及び部落差別解消推進法の理念を

^{*1}えせ同和行為 = 「同和問題（部落差別問題）はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、部落差別問題を口実に企業や団体に高額な図書や物品購入を無理強いしたり、寄付や賛助金を強要したりするといった不当な要求。

^{*2}平成8年地对協意見具申 = 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について1996年（平成8年）5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向を示した。

踏まえた基本方針とします。

- ① 部落差別問題は基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢でその解決に向けて積極的に取り組みます。
- ② 就労対策、産業の振興等の非物的事業については、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け実施します。
- ③ 教育・啓発については、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図ります。
- ④ 国や市町村、関係団体との連携を図り、地域の実態を把握しつつ、各種施策を推進するとともに、地域の実情に応じた相談や教育・啓発の充実に努めます。

3 個別分野の推進方針

(1)生活環境の改善

社会基盤の整備では、下水道事業や道路整備など、生活の根幹的な公共施設の整備、改善を図ってきました。また、住宅政策は、低所得者への住宅の確保や劣悪な環境にある地域の改善等を中心に取り組み、ある程度の成果を得られました。引き続き、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡に配慮しながら、過疎地域等における定住の促進や、高齢社会への対応、環境への配慮、安全な住まい・まちづくり等に対して必要な指導・支援を行います。

(2)社会福祉の増進

誰もが住み慣れた地域で個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることが出来る地域社会を実現するため、地域福祉の推進を担う様々な主体との協働・支援をベースとし、県民の共生意識の醸成と行動の喚起や共に支え合う地域力の向上等を掲げる「大分県地域福祉基本計画」を策定しています。

高齢者や障がい者施策については、地域の実情や事業対象者の状況、地域住民等の意見を踏まえたプラン・計画での施策を総合的・計画的に実施しています。

ひとり親家庭施策については、相談・指導事業や弁護士による法律相談を通じて、ひとり親家庭の自立を支援します。

住民参加の活動においては、隣保館など地域の公的施設を有効に活用します。

(3)産業の振興

農林水産業の振興については、生産基盤や近代化施設の整備等により経営規模の拡大や経営の安定を図ってきましたが、施設の遊休化や老朽化もみられることから、今後とも農林漁業の担い手の主体的な努力を支援します。また、地域農業の担い手の育成を図るため、集落営農を推進するなど、地域の農林水産業の持続的な発展を支援します。

中小企業の振興については、小規模企業者に対して中小企業相談所を設置し経営指導を行ってきましたが、今後とも県内中小企業の経営体質の強化や倒産防止対策を充実する中で、各商工会議所等の経営指導により小規模企業者の経営の改善や自立を支

援します。

(4)職業の安定

就職困難者等の就労支援については、大分県中高年齢者就業支援センターに就業支援相談員を配置して、大分労働局と連携しながら就職についての助言・指導を行っています。また、求職者のニーズにあった職業訓練を実施するなど職業能力開発の機会確保に取り組んでいます。今後とも、雇用の促進・安定に努めます。

公正な選考採用については毎年、8月の「差別をなくす運動月間」を「就職差別撤廃月間」と位置づけ、経営者団体や従業員30人以上規模の県内事業所等に対して文書通知をしています。また、各種合同企業説明会においては、パネルを展示し啓発を行っています。更に、大分労働局が公正な採用選考システムの確立のため、県内経済団体役員等に^{*1}公正採用選考人権啓発協力員を委嘱し、企業トップや既存の公正採用選考人権啓発推進員の研修を実施しています。引き続き大分労働局等と連携しながら公正な選考採用を推進します。

(5)教育の充実

学校教育においては、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる幼児児童生徒の育成に向けて取り組んでいます。人権教育の中で「人権感覚」と「知的理解」を基盤として、発達段階に応じて系統的に取り組むことにより、「人権問題の解決に向かう実践力」のある幼児児童生徒の育成を図ります。

社会教育においては、部落差別の解消を核とした学習・啓発活動を、あらゆる学習の機会を通じて推進しています。身の回りにある人権課題について学習を深め、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくそうとする具体的な態度や行動に現れる住民の育成を図ります。

(6)県民啓発の推進

- ① 部落差別解消推進法について、県民への周知を図ります。
- ② 部落差別問題について、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ③ インターネットやテレビ・ラジオの効果的な活用等、若年世代や企業従事者の生活周期に適合するよう啓発媒体・方法を工夫します。
- ④ 「差別をなくす運動月間」については、県民が気軽に参加し学習できる場となるよう工夫します。
- ⑤ 各種行事において部落差別解消啓発コーナーを設置します。
- ⑥ インターネットを利用した差別事象の根絶に向けて適切に対応するため、関係事業者や県民に啓発を行います。

^{*1}公正採用選考人権啓発協力員 = 公正採用について企業トップに対して理解を求め企業内の研修・啓発を効果的に行うため、経済団体の役員等を労働局が委嘱する。

- ⑦ 地域社会のコミュニティセンターである隣保館が公民館等と連携しながら行う啓発活動を支援します。

(7)相談・支援の充実

- ① 大分県人権情報プラザにおいて、部落差別問題についての正しい知識、情報を発信するとともに、相談体制の整備、支援の充実に努めます。
- ② 部落差別問題を理由とする人権侵害を受けた地区住民の相談に対応するため、専門相談機関との連携を推進します。
- ③ 地域住民の生活相談全般に深く関わる隣保館の相談・支援体制を充実・強化できるよう、市町村を支援します。
- ④ 様々な支援が必要な児童生徒の支援を行うため、学校内の支援体制の充実に図ります。

II 女性の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国際社会と国の取組

- 国際連合は、性別による差別の撤廃に世界的規模で取り組むため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と決議し、メキシコシティで初めての世界女性会議を開催して、1975年（昭和50年）からの10年間を「国連婦人の10年」と定めました。以降、国連による女性の地位向上の世界的潮流がつくられてきました。
- 1979年（昭和54年）の「女性差別撤廃条約」、1985年（昭和60年）の「ナイロビ将来戦略」、1993年（平成5年）には女性の権利は人権であると示した「ウィーン宣言」、1994年（平成6年）に「^{*1}リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念を打ち出したカイロ会議の行動計画、1995年（平成7年）には21世紀に向けた女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。また、2005年（平成17年）、第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価・見直しを行い完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。
- わが国では、国際婦人年を受けて総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）には、「国内行動計画」を策定して、女性の地位向上に向けた本格的な取組が始まりました。1985年（昭和60年）には、「国籍法」の一部改正や「男女雇用機会均等法」を公布するなど国内制度を整備し、「女性差別撤廃条約」を批准しました。1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成を促進する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 法整備では、1997年（平成9年）に男女雇用機会均等法が改正され、雇用・就業における男女間の差別の禁止やセクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務の規定が追加され、1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成が促進されました。さらに、2016年（平成28年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行、2019年（令和元年）6月に一部改正が公布され、女性の職業生活における活躍が迅速かつ重点的に推進されることとなりました。
- また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）には、「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は2004年（平成16年）に一部改正され、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援を明確化し、さらに2007年（平成19年）にも一部改正され、再度の保護命令制度の拡充と市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化しました。また、2013年

^{*1}リプロダクティブ・ヘルス/ライツ = 「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや性生活、出産に関し当事者である女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

(平成25年)にも一部改正され、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」も法の適用対象となりました。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1975（昭和50）年	「国際婦人年」	「国連婦人の10年」1975年から10年間
1979（昭和54）年	女性差別撤廃条約	
1985（昭和60）年	ナイロビ将来戦略	
1993（平成5）年	ウィーン宣言	女性の権利は人権である
1994（平成6）年	カイロ会議 行動計画	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」理念
1995（平成7）年	北京宣言及び行動綱領	21世紀に向けた女性の地位向上の指針
2005（平成17）年	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言	「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」評価・見直し

国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1977（昭和50）年	国内行動計画	女性の地位向上に向けた本格的な取組開始
1985（昭和60）年	「国籍法」一部改正	国内制度の整備
	「男女雇用機会均等法」公布	
	「女性差別撤廃条約」批准	
1996（平成8）年	「男女共同参画2000年プラン」策定	「男女共同参画社会」形成促進のための行動計画
1997（平成9）年	「男女雇用機会均等法」改正	雇用・就業における男女間の差別禁止、セクハラ防止のための事業主の配慮
1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」施行	男女共同参画社会の形成促進
2000（平成12）年	「ストーカー行為等の規制に関する法律」	
2001（平成13）年	「DV防止法」	
2004（平成16）年	「DV防止法」一部改正	保護命令制度の拡充、被害者の自立支援
2007（平成19）年	「DV防止法」一部改正	再度保護命令制度の拡充、市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置（努力義務化）
2013（平成25）年	「DV防止法」一部改正	「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」法の適用対象
2016（平成28）年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
2019（令和元）年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正	

(2) 県内の取組

- 県は、1980年（昭和55年）に「婦人の明日をひらく－県内行動計画」、1991年（平成3年）には「おおいた女性プラン21」を策定しました。さらに、2001年（平成13年）には「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、男女の平

等と人権の尊重を基本理念として男女平等をめぐる意識変革や女性に対する暴力の根絶等を基本目標に盛り込みました。また、2016年（平成28年）3月に「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しています。

- 2002年（平成14年）には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、「大分県男女共同参画推進条例」を制定しました。
- 2005年（平成17年）、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」を策定し、2009年（平成21年）2月に、DV被害者支援を強化するため同計画を改訂し、さらに2012年（平成24年）3月に、DV被害者の保護と自立支援を強化するため同計画を改定しました。加えて、2017年（平成29年）3月に、暴力根絶のための啓発と教育の充実のため、同計画を改定しました。
- 2002年（平成14年）には、DVの被害女性からの相談を受け支援についての情報を提供するため大分県婦人相談所を「配偶者暴力相談支援センター」に指定し、2003年（平成15年）には、男女共同参画の拠点施設として「*1消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉」を開設しました。開設以来「女性の総合相談」を受けていた「アイネス」を2009年（平成21年）8月、県は、県内2ヶ所目となる配偶者暴力相談支援センターに指定しました。
- 2016年（平成28年）4月、性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設しました。なお、県では、アイネスにおいて「男性総合相談」も受け付けており、男女がともに自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指しています。

県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
1980（昭和55）年	婦人の明日をひらく－県内行動計画	「国連婦人の10年」1975年から10年間
1991（平成3）年	「おおいた女性プラン21」策定	
2001（平成13）年	「おおいた男女共同参画プラン」策定	男女の平等と人権の尊重を基本理念とした意識改変、女性に対する暴力の根絶を基本目標とする
2002（平成14）年	「大分県男女共同参画推進条例」制定	男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす
	「大分県婦人相談所」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	

*1消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉＝2003年（平成15年）に、消費生活の向上や男女共同参画社会づくりに関する活動など、県民の自主的な社会貢献活動を支援する施設として開設した。

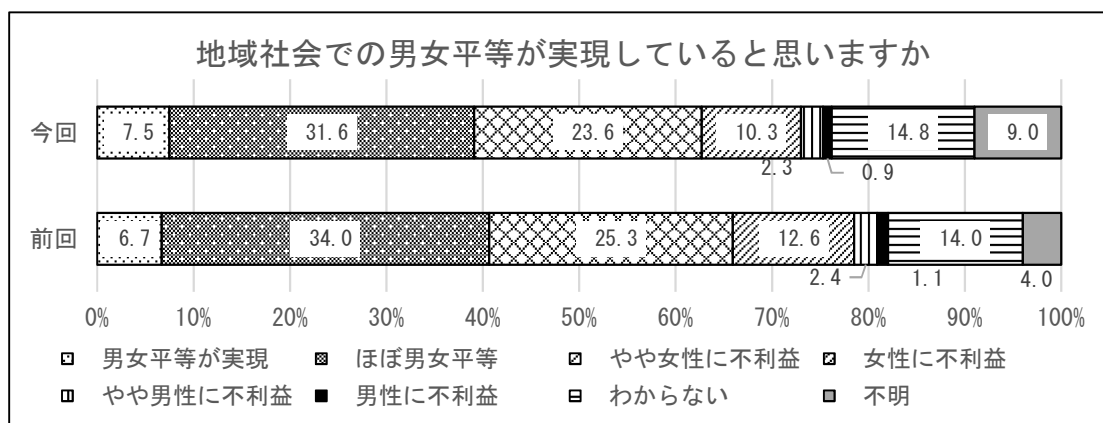
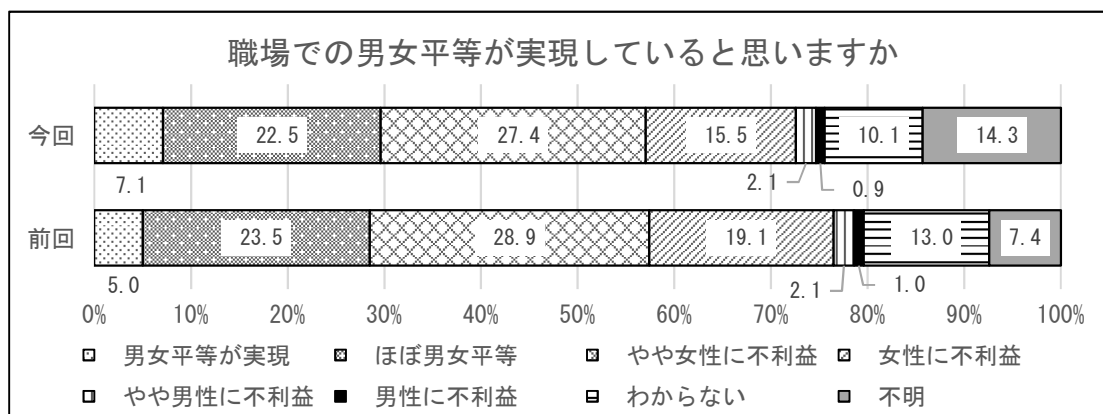
愛称のアイネスは、「i」愛情・情報・私、「ne」次の時代（next）・新しさ（new）、「s」消費、「s」生活の頭文字。

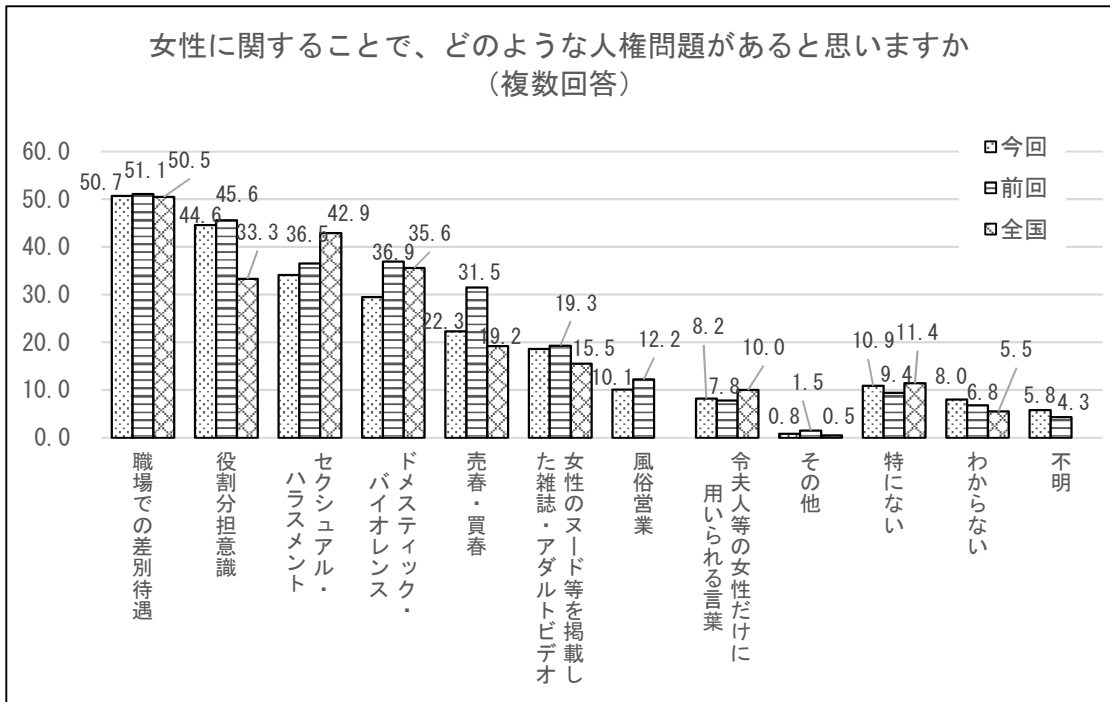
年	県内の取組	取組要旨
2003（平成 15）年	「消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」開設	男女共同参画の拠点施設
2005（平成 17）年	「大分県DV対策基本計画」策定	
2009（平成 21）年	「大分県DV対策基本計画改定」	DV被害者の保護と自立支援強化
2009（平成 21）年 8月	「アイネス」を「配偶者暴力相談支援センター」に指定	県内2箇所目
2016（平成 28）年 4月	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」開設	性犯罪・性暴力の被害者をワンストップ支援する施設

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 男女平等と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度または慣行が依然として存在しており、多くの課題が残されています。
- 2014年（平成26年）に実施した「男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、女性の42.1%がDVを経験し、うち、13.4%が何度もDV被害にあったと答えています。今回調査では、家庭での男女平等について、「平等」が「女性が不利」をやや上回りましたが、地域生活や職場において「女性は不利」であると回答した割合が高くなっています。女性の人権で問題となる項目では、多い順に「職場での差別待遇」、「役割分担意識」、「セクシュアル・ハラスメント」「DV」となっています。





- 配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談件数は、法施行直後の2002年度（平成14年度）258件でしたが、2018年度（平成30年度）は415件となっています。また、一時保護所の入所者のうち夫等の暴力を理由とする入所件数は法施行直後の平成14年度は26件でしたが、2018年度（平成30年度）は50件となっており、全体の一時保護入所者数の7割程度が夫等の暴力を理由とするものになっています。さらに、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」に寄せられた相談件数は、2016年度（平成28年度）は238件、2017年度（平成29年度）は180件、2018年度（平成30年度）は221件となっています。
- 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割の分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。

(2) 基本方針

男女共同参画社会の実現を基本目標として、2016年（平成28年）3月に策定した「第4次おおいた男女共同参画プラン」及び2017年（平成29年）3月に改定した「第4次大分県DV対策基本計画」に基づき、以下の事項を基本方針とします。

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する平等な社会づくりを推進するよう啓発に努めます。
- ② 女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のため、啓発・教育に努め、また、被害女性の救済、保護、自立支援への取組の充実を図ります。
- ③ 女性の生涯を通じた健康を支援するため、健康教育や相談体制の確立を図るとともに、男女が互いの性について正しく理解できるよう、学習機会の提供などの教育・啓発に努めます。

3 個別分野の推進方針

(1) 教育・意識啓発の推進

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、企業や家庭における意識の改革に向けた取組など、経済界とも連携した啓発活動の充実を図ります。
- ② 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するための啓発・教育の充実に努めます。
- ③ 交際相手からのDV（デートDV）に関する予防、啓発のための取組の充実に努めます。
- ④ メディアに対して、固定的な役割分担意識の解消や女性の人権尊重のための活動情報を提供し、女性の人権に配慮した表現に努めるよう協力を要請します。

(2) 福祉保健の充実

- ① 女性が思春期や出産期、子育て期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康の保持・増進ができるよう情報提供や相談体制を確立し、自ら適切な行動を選択し健康を享受できる学習機会や健康教室を提供します。
- ② 性に対する正しい知識の普及を図るとともに、性感染症やエイズの予防に関する教育を推進します。

(3) 就労の安定

- ① 事業主や労働者に対し、男女雇用機会均等法の徹底及び企業の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進について啓発に努め、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。
- ② 働く場での性別による差別解消、セクシュアル・ハラスメントの他、パワーハラスメントの予防、メンタルヘルス対策等について、事業主や労働者に対し、労働講座の開催や広報等を通じて幅広い啓発に努めます。
- ③ 母子家庭の自立を促進するため個々の実情に応じたきめ細かな就業援助を行い、母親の就労を推進します。

(4) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① DV被害者に対して適切な支援ができるよう関係機関相互の顔が見えるネットワークづくりを進めるとともに地域における被害者支援を担う人材養成や民間団体との連携と協働を図り、配偶者からの暴力にかかる施策の推進体制を整備します。
- ② DV被害者のカウンセリング等心のケアの充実、住宅確保、就労等生活基盤確立のための支援、地域における被害者のフォローアップの充実を図り被害者の自立を支援します。
- ③ DV被害者が安全かつ安心して保護が受けられるよう、保護体制の充実、被害者の子どもに対する支援、関係機関との連携強化に努めます。
- ④ 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」による性暴力・性犯罪被害者支援の推進に努めます。

Ⅲ 子どもの人権問題

1 これまでの取組

(1) 国際社会と国の取組

- 国際社会は20世紀に入ると子どもの権利の確立に向けて大きく取り組み始めました。1924年(大正13年)に国際連盟で採択された「児童の権利に関するジュネーブ宣言」は、すべての国に、大戦を経て飢えた子どもや病気の子どもの、親を亡くした子どもなどの保護を呼びかけるものでした。
- 次に、1959年(昭和34年)に国連で決議された「児童の権利宣言」は、「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的及び精神的に未熟であることから、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界のすべての構成員に対して遵守する努力を要請しました。
- さらに、1989年(平成元年)に国連で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、思想・良心の自由や表現の自由など多くの権利を子どもに保障しています。
- わが国で1951年(昭和26年)に制定された児童憲章は、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童はよい環境のなかで育てられる」として、実質的に子どもの権利を宣言するものとなりました。
児童福祉法は、「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課しました。また、教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的として掲げています。
- 1994年(平成6年)に日本政府は「子どもの権利条約」を批准し、1999年(平成11年)に制定された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(*¹児童ポルノ禁止法)」では児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを、また、2000年(平成12年)に制定された児童虐待防止法は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを明らかにして、子どもの権利擁護が明記されました。
- さらに、2019年(令和元年)6月に児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止や懲戒権の在り方の検討についての措置を講ずること等を盛り込んだ「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、2020年(令和2年)4月から施行されました。
- 2004年(平成16年)には、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」を、2005年(平成17年)は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、「子どもの権利条約」と併せて両選択議定書の履行に取り組んでいます。また、2003年

*¹児童ポルノ禁止法=国際社会では児童ポルノは極めて悪質な人権侵害と考えられており、日本製の児童ポルノが多いことから防止策をとるよう国際社会から強く要請があった。

(平成15年)には、インターネット利用に起因した児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されました。

- いじめに関しては、2013年(平成25年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針(国の基本方針)」が策定、2017年(平成29年)に一部改定され、いじめの防止等のための対策が一層推進されることとなりました。
- また、国の調査によると、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しいことや、生活保護世帯の子どもの高校等進学率も全体と比較して低い水準になっていることなどから、こうしたことを背景に、2013年(平成25年)6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年(平成26年)1月に施行されました。

国際社会の取組

年	国際社会(国連)の取組	取組要旨
1924(大正13)年	児童の権利に関するジュネーブ宣言	全ての国に大戦を経て飢えた子どもや病気の子ども、親を亡くした子ども等の保護を呼びかける
1959(昭和34)年	児童の権利宣言	「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的・精神的に未熟なため、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界全ての構成員に遵守する努力要請
1989(平成元)年	「子どもの権利条約」採択	子どもを権利の主体、権利行使の主体として思想・良心の自由や表現の自由等を保障

国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1951(昭和26)年	「児童憲章」制定	人として尊重、社会の一員として重んじられる、良い環境のなかで育てられるとする、実質的な子どもの権利宣言
	児童福祉法	「子どもを健やかに育成する」義務を大人に課す
	教育基本法	「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」ことを教育の目的とする
1994(平成6)年	「子どもの権利条約」批准	「世界人権宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが身体的・精神的に未熟なため、教育を受けることや差別されないことなど、より広く具体的な権利の保障を世界全ての構成員に遵守する努力要請
1999(平成11)年	児童ポルノ禁止法	児童に対する性的搾取、性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることを明記
2000(平成12)年	児童虐待防止法	児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとして権利擁護を明記
2003(平成15)年	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	インターネット利用に起因した児童売春、その他の犯罪から児童を保護し児童の健全な育成に資する

年	国内の取組	取組要旨
2004（平成16）年	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」批准	
2005（平成17）年	「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准	
2013（平成25）年	「子どもの貧困に対策の推進に関する法律」成立	議員提出
	いじめ防止対策推進法 いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）	
2014（平成26）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
2017（平成29）年	「いじめ防止対策推進法」一部改正	
2019（令和元）年 6月	「児童福祉法」等の一部改正	親権者等による体罰の禁止、懲戒権のあり方の検討

(2) 県内の取組

- 県においても、少子・高齢化の進行や国際化・情報化が急速に進展し、社会の構造は大きく変化しています。こうした環境の変化を踏まえ、県では、2000年（平成12年）1月に「第5次大分県総合教育計画」を策定し、家庭や学校、地域社会が連携して子どもを育む施策の方向を示しました。
- 「おおいた子ども育成プラン21」を継承した「大分県次世代育成支援行動計画 おおいた子ども・子育て応援プラン」を2005年（平成17年）3月に策定し、子どもを保護の客体としてではなく、基本的人権の権利主体として認め、一層の権利擁護を図ることとしました。
- 2005年（平成17年）3月に「青少年の健全な育成に関する条例」を制定し、青少年に対する県民の責務及び県民相互の協力を規定しました。
- 「豊の国青少年プラン21」を継承した「大分県青少年健全育成基本計画」を2006年（平成18年）3月に策定し、青少年の人権尊重を目標としました。
- 2014年（平成26年）4月に「大分県いじめ防止基本方針」を策定、2017年（平成29年）10月に一部改正を行い、一層の教育・啓発や虐待・いじめ防止対策に取り組んでいます。
- 2016年（平成28年）3月に「大分県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「子どもの貧困対策」に総合的に取り組んでいます。

県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
2000（平成12）年 1月	第5次大分県総合教育計画	家庭や学校、地域社会が連携して子どもをはぐくむ施策の方向示す

年	県内の取組	取組要旨
2005（平成17）年 3月	大分県次世代育成支援行動計画 おおいた子ども・子育て応援プラン	子どもを基本的人権の権利主体と認め、一層の権利擁護を図る
	青少年の健全な育成に関する条例	青少年に対する県民の責務、及び県民相互の協力を規定
2006（平成18）年 3月	大分県青少年健全育成基本計画	青少年の人権尊重を目標とする
2014（平成26）年 4月	大分県いじめ防止基本方針	教育・啓発、虐待・いじめ防止対策
2016（平成28）年 3月	大分県子どもの貧困対策推進計画	総合的な子ども貧困対策
2017（平成29）年 10月	「大分県いじめ防止基本方針」一部改正	

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 核家族化や都市化の進行、ひとり親家庭の増加、地域社会の連帯感の希薄化を背景に、家庭や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では、いじめ・不登校の問題の深刻化、体罰・性的いやがらせの顕在化など従来の教育システムでは対応しきれない問題が生じています。
- 子どもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場合が多くあります。そのため、子どもに関することについては子どもの意見を反映しながら、子どもが安心・安全に生活し教育を受けることができる環境をつくり、子どもの権利を擁護する仕組みを構築することが必要です。
- また、将来の社会を担う青少年が社会との関わりの中で自己実現を図り、自立した個人として成長するよう支援していくことが必要です。しかし、社会の変化はボランティアなどに取り組む若者の増加など望ましい影響をもたらす一方で、青少年の非行やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題が深刻となっています。一方、新たな問題として若者の社会的自立の遅れも指摘されています。
- これらの問題解決にあたっては、青少年の問題が大人社会の問題の反映であることを認識して社会のあり方を見直すことが必要です。同時に青少年が主体的に社会性を身につけ、成長に応じて社会に適応できるよう家庭や学校、地域社会がそれぞれの機能を発揮し、連携して支援を行うことが求められています。
- また、国の調査で示された「子どもの貧困率」は2016年(平成28年)時点で13.9%であり、4年前(2012年(平成24年))と比べて、2.4ポイント改善していますが、依然として7人に1人が経済的に困窮している状況にあり、子どもの貧困問題への対策が求められています。

(2) 基本方針

子どもが心身ともに健やかに育ち、21世紀を拓くたくましい青少年を育成できる社会を実現するため、次の事項を基本方針とします。

- ① 児童相談所をはじめとする関係機関・団体が密接に連携し、養育者への支援、親子関係の再構築等を通じて子どもの権利擁護を進めます。
- ② 子どもたちが安全な生活をおくり健やかに成長するようセーフティネットづくりを社会全体で取り組みます。
- ③ 青少年の課題は社会そのものの課題であることを認識して社会のあり方を見直しながら施策を進めます。
- ④ 子ども一人ひとりを大切に、それぞれが人格をもったひとりの人間として尊重される教育活動を展開します。
- ⑤ 生きる力を育む学校教育を充実し、家庭・地域社会に開かれた学校づくりを進めます。
- ⑥ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育つことのできる環境の整備を進めます。

3 個別分野の推進方針

(1) 福祉保健の充実

- ① 育児不安の解消や子育てに関する負担感の軽減を図るため、相談体制や子育て支援サービスの充実など、地域の子育て環境の整備を推進します。
- ② 家族統合、家族養育機能の再生を目指しながら、子どものみならず親も含めた家族への支援を進めます。
- ③ 児童養護施設の小規模化やケア担当職員の養成と資質の向上を図ります。
- ④ 近年増加している被虐待児などのケアには、個別の対応が必要であり、家庭的な雰囲気の中で生活する里親制度の充実を図ります。

(2) 教育の推進

- ① 学校（幼稚園を含む）では、全教職員による一致協力した指導体制を確立し教師と幼児児童生徒の信頼関係や幼児児童生徒相互の好ましい人間関係を育てる教育活動を推進します。
- ② 学力の向上については、小・中・高等学校の12年間を見通した上で、各学校段階における「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の双方を身につけさせるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」を実現するとともに、学習習慣の確立に向けた取組を積極的に行います。
- ③ 子どもたちに豊かな人間性や対人関係能力等の社会性を培うためにボランティア活動・自然体験・社会体験等の豊かな体験活動を推進します。

(3) 青少年の健やかな育成

- ① 豊かな人間性や規範意識・社会性を身につけた青少年を育む社会をつくるため、

有害な環境の除去に努めます。

- ② 青少年が主体的に望ましい社会性を獲得できるよう、社会的自立につながる活動機会の充実に努めます。

(4) 相談・支援・権利擁護の充実

- ① 虐待の発生予防や早期発見・早期対応、アフターケアの充実に努めます。
- ② 非行や不登校、ひきこもり等社会への適応に困難を抱える青少年やその保護者等に対する支援体制を充実します。
- ③ いじめや不登校、問題行動等の解決を図るため、スクールカウンセラー等の配置拡充を進め、学校における教育相談機能を充実します。
- ④ 適応指導教室（教育支援センター）の充実に努め、不登校児童生徒を地域ぐるみでサポートするシステムの構築に向けて各市町村教育委員会と連携を図りながら取組を推進します。

(5) 子どもの貧困対策の推進

「大分県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもたちへの教育・生活の支援や、保護者に対する就労支援、経済的支援など「子どもの貧困対策」に総合的に取り組めます。

IV 高齢者の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国際社会と国の取組

- 国際社会では、1982年（昭和57年）にウィーンで開催された高齢者問題世界会議で、各国の高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）の国連総会では、「^{*1}高齢者のための国連5原則」が採択され、翌年の国連総会において国際社会の高齢者政策を促進するため、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。
- わが国では、1986年（昭和61年）に「長寿社会対策大綱」が定められ、1995年（平成7年）に「高齢社会対策基本法」が施行されて、高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組みを明らかにしました。1996年（平成8年）には同法に基づく「高齢社会対策大綱」が定められ、政府の高齢社会対策の中長期にわたる基本的・総合的な指針となりました。さらに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて本格的な高齢社会に移行することから、2001年（平成13年）には新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。
- 高齢者の保健福祉分野では、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは1999年（平成11年）の「ゴールドプラン21」へと継承されています。2000年（平成12年）4月からは介護保険法が施行され、介護支援制度が行政の措置から利用者の契約に基づく保険制度に転換しました。
- また、近年、高齢化が急速に進展する中で家庭内での暴力や介護放棄などによる高齢者虐待が深刻な状況にあることから、2006年（平成18年）4月「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援措置が講じられました。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組
1982（昭和57）年	「高齢者問題世界会議」ウィーン開催 「高齢者問題国際行動計画」採択
1991（平成3）年	「高齢者のための国連5原則」採択
1992（平成4）年	1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議採択

国の取組

年	国内の取組	取組要旨
1986（昭和61）年	長寿社会対策大綱	
1989（平成元）年	「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」策定	公共サービスの10年間の基盤整備目標設定

^{*1}高齢者のための国連5原則 = ①自立の原則②参加の原則③ケアの原則④自己実現の原則⑤尊厳の原則

年	国内の取組	取組要旨
1995（平成7）年	「高齢社会対策基本法」施行	高齢社会対策の基本理念と施策の基本的枠組み明示
1996（平成8）年	「高齢社会対策大綱」	高齢社会対策の中長期の基本的・総合的指針
1999（平成11）年	「ゴールドプラン21」策定	
2000（平成12）年 4月	「介護保険法」施行	介護支援制度が行政の措置から利用者の保険制度に転換
2001（平成13）年	「高齢社会対策大綱」閣議決定	団塊世代が高齢期を迎え本格的な高齢社会に移行
2006（平成18）年 4月	「高齢者の虐待防止法」施行	虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等、高齢者虐待の防止に資する支援措置

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 本県では、2018年（平成30年）10月1日現在の高齢化率が32.4%と、県民のほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。今後も本県の高齢化は急速に進むものと予測されています。
- 大分県の政策に関するアンケート調査（平成26年2月）によれば、地域で安心して暮らせる社会づくりに必要と考えていることとして、「在宅介護や在宅医療の充実」、「地域での高齢者の見守りなど健康・生活支援」が5割弱、「高齢者のための就労支援」、「認知症対策の強化」などが3割弱となっており、高齢者施策の充実が期待されています。
- 一方で、高齢者が身内の高齢者を介護する「老老介護」や、80代高齢者と成人後も親に生活を依存している「8050問題」が、近年の高齢者を取りまく社会的課題にもなっています。

(2) 基本方針

「高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進 ～ 地域包括ケアシステムの深化・推進～」を基本理念とする「おおいた高齢者いきいきプラン」（第7期）に基づき、各種施策を実施します。

3 個別分野の推進方針

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

- ① 豊かな経験と知識などを生かし、地域活動を行う高齢者を「ふるさとの達人」として登録し、地域ニーズとのマッチングを行い、高齢者と子どもたちの交流の場づくりなど、高齢者の社会参加を支援します。
- ② 老人クラブの加入率向上に向けた普及啓発や休会・解散クラブの活動再開及びクラブの活性化につながる魅力ある活動の支援を行い、高齢者の孤立防止、認知症高齢者や子どもの見守り等の地域社会を支える「友愛活動」を支援します。
- ③ 長年培った高年齢者の技術や技能が社会に生かせるよう、シルバー人材センター

の県内全域での設置を促進します。

- ④ シルバー人材センターの会員の拡大や仕事の受注量の確保のための広報・啓発活動を実施します。
- ⑤ 地域社会への貢献意識を有している高齢者をボランティア団体やNPO法人へ誘導します。また、高齢者が地域において積極的にボランティア・NPO活動を行えるよう、県や県ボランティア・市民活動センター等が開催するボランティア研修を積極的に広報・周知します。

(2) 生涯学習の推進

- ① 社会教育関係団体等地域団体への支援を通して、地域づくりに主体的に参加する人材の育成を図ります。
- ② 県、市町村、民間・企業等が実施している公開講座を県民への学習機会として捉え、冊子やホームページ等により、幅広く情報提供します。

(3) 認知症施策の推進

- ① 認知症の状態に応じて必要な保健・医療・福祉サービスを提供できるよう、認知症疾患医療センターの設置、「認知症初期集中支援チーム」による早期介入・支援、地域の医療と介護をつなぐ「認知症地域支援推進員」の配置とともに、かかりつけ医を「もの忘れ・認知症相談医（大分オレンジドクター）」として養成し、サポート医との連携のもと医療と介護が一体となった支援体制を確立します。また、一般病院勤務の医師、看護師等に加え、地域の医療機関等との日常的な連携機能を有する歯科医師や薬剤師に対する研修を行うことにより、認知症の早期発見につなげるとともに、その後の認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等が適切に行えるよう、対応力の向上を図ります。
- ② 認知症の人の尊厳を守るため、認知症介護研修体制を充実させ、介護現場における認知症介護の質の向上を図ります。
- ③ 認知症であっても、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの適正な整備を促進します。
- ④ 認知症の人や介護する家族を支援するため、相談体制を充実させるとともに、当事者同士で支え合う活動である「ピアサポート」を推進します。また、認知症の人や家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成や「認知症カフェ」の設置等により、地域でのサポート体制を充実させます。
- ⑤ 県民の若年性認知症に関する理解を深めるため、普及啓発に努めます。また、相談窓口となる機関を対象とした研修を実施するほか、若年性認知症コーディネーターを中心に関係機関が連携して、本人の意志を尊重し、本人の状態に合わせた適切な支援策を推進していきます（若年性認知症施策は、高齢者の認知症施策と合わせて一体的に推進しています）。

(4) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の尊厳を守り、健やかで穏やかな生活を保障・実現するため、市町村や関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、高齢者虐待防止対策を推進していきます。

- ① 在宅高齢者に対しては、虐待発見者の通報義務、成年後見制度の利用促進等、県民へ的高齢者虐待防止法の周知及び啓発に努めるとともに、虐待対応の主体となる市町村に対し、助言、情報の提供、ネットワークの整備及び運営の支援など、必要な援助を積極的に行っていきます。
- ② 施設入所者に対しては、各施設の従事者等を対象とした研修の実施や実地指導の中で、個別具体的に指導を行っていきます。また、高齢者虐待防止法の施設関係者への周知を図るとともに、虐待が発生した場合は、老人福祉法、介護保険法の規定による権限を適切に行使し、再発を防止します。
- ③ 高齢者の虐待防止や権利擁護について、県民に対する普及啓発等に取り組みます。

(5) 生活環境の整備

- ① 「在宅高齢者住宅改造助成事業」を引き続き進めるとともに、公営住宅等のバリアフリー化、「大分県住生活基本計画」に基づくユニバーサルデザインの理念を念頭に入れた住宅と住宅地のバリアフリー化など住宅環境の整備を進めます。
- ② 高齢者が消費者被害の予防や救済についての情報・知識を習得できるよう、消費生活出前講座講師の派遣、被害防止の注意喚起チラシの作成・配布等により、消費者教育の充実を図ります。
- ③ 市町村や地域包括支援センター、地域福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者やその周囲の人々への啓発や成年後見制度、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の周知に努めます。

(6) 相談・支援・権利擁護の充実

高齢者の総合的な相談窓口である大分県社会福祉介護研修センターの「大分県高齢者総合相談センター（シルバー110番）」や市町村の地域包括支援センターの利用促進と職員研修の充実、関係機関との連携強化により、相談機能の一層の充実・強化を図ります。

V 障がい者の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国際社会と国の取組

- 国際社会では、1975年（昭和50年）の国連総会で採択された「障害者の権利に関する宣言」が、障がい者の権利発展の大きな基礎となりました。1981年（昭和56年）の「国際障害者年」とそれに続く「国連障害者の10年」では、障がいを「個人の属性」ではなく「社会との関係」であるとして、障がい者が地域で共に生活することを旨とする「ノーマライゼーション」の理念が広まる一方で、障がいの除去（バリアフリー）が新たな課題として提起されました。2006年（平成18年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。
- わが国では、国際社会の動向を受けて、1993年（平成5年）に、障がい者の自立の促進と社会や経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「障害者基本法」が制定されました。その後も、1994年（平成6年）に「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、2000年（平成12年）に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、さらに地方自治体においては「福祉のまちづくり条例」が制定されるなど、障がい者や高齢者が市民として共に参加・利用できるまちづくりが取り組まれています。
- 2002年（平成14年）12月には、新しい「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）が策定されました。2004年（平成16年）12月には、発達障がい者の早期発見と早期支援のための「発達障害者支援法」が制定されました。ハートビル法と交通バリアフリー法は、従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数利用の建物に適用範囲を拡大し、2006年（平成18年）4月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」となりました。
- また、2006年（平成18年）4月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、当事者や福祉事業従事者を構成員とした「障がい者制度改革推進会議」が2009年（平成21年）に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者福祉制度の見直しが行われました。国連の障害者権利条約の制定を受け国内法の整備のため2011年（平成23年）8月「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）「障害者総合支援法」の改正、2013年（平成25年）6月「障害者差別解消法」の成立を経て、2014年（平成26年）1月に^{*1}障害者権利条約を批准しました。
- 2016年（平成28年）4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした2017年（平成29年）2月の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」や、2018年（平成30年）6月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」など

^{*1}障害者権利条約＝合理的配慮の否定を含む障害に基づくあらゆる差別禁止が謳われている。

により、今後ますます共生社会の構築に向けた取組が進むこととなりました。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1975（昭和 50）年	「障害者の権利に関する宣言」採択	障がい者の権利発展の大きな基礎
1981（昭和 56）年	「国際障害年」	障がいを「社会との関係」として、「ノーマライゼーション」理念や「バリアフリー」が新たな課題とされる
	「国際障害者の 10 年」	
2006（平成 18）年	「障害者権利条約」を採択	

国の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1993（平成 5）年	「障害者基本法」制定	障がい者の自立促進とあらゆる分野への参加の促進
1994（平成 6）年	ハートビル法	障がい者や高齢者が市民として参加できる町づくりの取組
2000（平成 12）年	交通バリアフリー法	
2002（平成 14）年 12 月	「障害者基本計画」H15～24	
2004（平成 16）年 12 月	「発達障害者支援法」制定	
2006（平成 18）年 4 月	バリアフリー新法	ハートビル法、交通バリアフリー法が従来の駅、空港等の旅客施設から不特定多数の建物に適用範囲拡大
	「障害者自立支援法」施行	
2009（平成 21）年	「障がい者制度改革推進会議」設置	障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする国内障がい者福祉制度の見直し
2011（平成 23）年 8 月	「障害者基本法」改正	
2012（平成 24）年	「障害者総合支援法」改正	
2013（平成 25）年 6 月	「障害者差別解消法」成立	
2014（平成 26）年 1 月	「障害者権利条約」批准	
2016（平成 28）年 4 月	障害者差別解消法	
2017（平成 29）年 2 月	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現を目指す
2018（平成 30）年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	

(2) 県内の取組

- 県では、2016年（平成28年）4月の「障害者差別解消法」の施行と同時に、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生

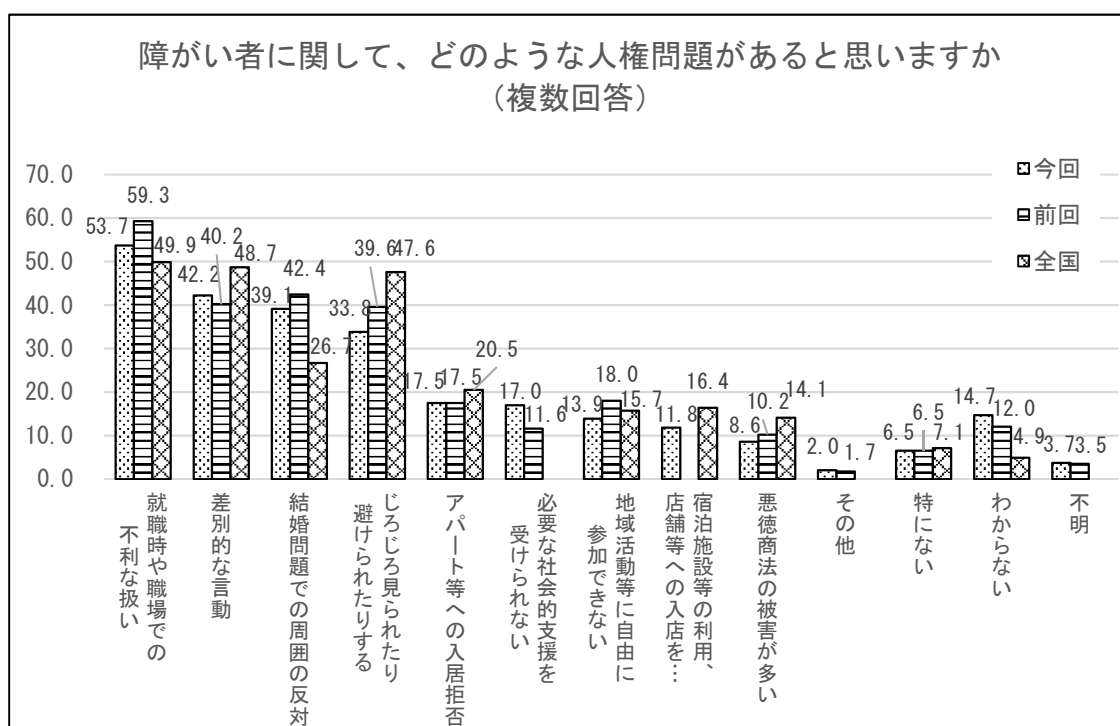
社会の推進と障がいのある人の性、恋愛、結婚、子育て、親なきあとの生活や防災対策等、人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ることとしました。

- また、2019年（平成31年）3月に、大分県障がい者基本計画（第5期）、大分県障がい福祉計画（第5期）、大分県障がい児福祉計画（第1期）を統合した「大分県障がい者計画」を策定しました。
- この計画は、「人格と個性を尊重し合える共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進」や「障がいを理由とする差別のない社会の実現」を基本理念として、「障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」や「当事者本位の総合的な支援」、「障がい特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「障がいを理由とする差別の解消」、「総合的かつ計画的な取組の推進」といった視点で、施策を実施していくことにしています。

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 今回調査によれば、障がい者に関して人権上問題があると思われるものの項目では、「就職時や職場での不利な扱い」「差別的な言動」「結婚問題での周囲の反対」「じろじろと見られたり避けられたりする」という回答が多くなっており、障がいや障がい者に対する偏見や差別（「心のバリア」）は依然として根強い実態があります。



- 現在、県内の民間企業における障がい者雇用率は全国でも非常に高いレベルにあります。依然として約4割の企業で法定雇用率を達成していません。また、障がい者雇用率についても、身体障がい者は全国トップである一方、精神障がい者、知的障がい者の雇用は低い状況にあり、障がいの種別にかかわらず雇用を促進する必

要があります。

- 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指すノーマライゼーションの理念を定着させ、共生社会を実現することが必要です。さらに、障がいのある人も社会参加しやすくするための合理的な配慮の行き届いた共生社会に向けたコンセンサスが必要です。

(2) 基本方針

「大分県障がい者計画」に基づき、次の事項を基本方針とします。

- ① 障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指します。
- ② 障がい者が自らの主体的な選択によって地域で生き生きと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができる社会づくりを目指します。
- ③ 「障がいの社会モデル」の考え方に立ち、障がい者やその家族が、社会の無理解や、心ない偏見・差別によって傷つけられることのない社会の実現に取り組みます。

3 個別分野の推進方針

(1) 相互理解の促進

- ① 障害者週間（12月3日から9日）に実施する啓発活動や、発達障害児週間（4月2日から8日）に行われる自閉症啓発行事など、あらゆる機会を通じ、マスコミなどを活用して、障がいや障がい者に対する理解促進に努めます。
- ② 学校では、車いすやアイマスクなどの体験、障がい者との交流、ボランティア活動への参加等のさまざまな活動を通じて福祉活動を推進します。
- ③ 関係団体の実施する「障がい者・児 秋の交歓会」など地域住民との交流を行う事業のより一層の充実に努めるとともに、ふれあいサロン活動など地域行事へ障がい者が参加しやすいよう配慮を行います。
- ④ 発達障がいや高次脳機能障がいに対する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

- ① 県教育センターや特別支援学校における教育相談の充実を図ります。また、発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の障がいに対する理解・啓発を図り、特別支援学校教員による巡回相談等を通して各学校の特別支援教育推進に係る相談・支援体制を整備します。
- ② 特別支援学校が主催する「進路に関する研修会」等を通して、特別支援学校と保護者・福祉・労働等の関係機関等との緊密な連携を図ります。
- ③ 障がいのある子どもを生涯にわたって支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握して関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための「個別の教育支援計画」を必要とする全ての子どもに作成します。
- ④ 障がいのある子どもや特別支援教育に関する啓発資料を教育・福祉等関係機関に

作成・配布し、障がいのある子どもの最適な教育の場の選択・決定や特別支援教育に関する理解の促進に努めます。

(3) 雇用・就労の促進

- ① 公共職業安定所などと連携して職業相談を実施します。
- ② 行政職員や教職員採用試験において障がい者の計画的な採用を進めます。
- ③ 障がい者の多様なニーズに応じた職業訓練を通じて、就職・職場定着に向けた支援を行います。

(4) 芸術文化活動・スポーツの振興

- ① 障がい者が芸術文化にふれる機会の充実を図るために、文化施設などにおける字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入場料の減免など、障がい者の芸術文化活動への参加を促進するための施策を実施します。また、障がい者による芸術文化の普及に向けて、作品づくり等の相談支援や作品の発表・鑑賞の機会を提供する支援体制を整備します。
- ② 大分県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、障がいの特性に応じた適切な指導を行う障害者スポーツ指導員の養成研修のサポートを行います。

(5) 相談支援・権利擁護の充実

- ① 障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けられるよう、市町村や各種相談支援機関などと連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。また、相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修の実施を通じて、相談支援や障がい福祉サービスに従事する者の確保と資質の向上を図ります。
- ② 障がい者に対する差別事案等に対処する常設相談窓口「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」による迅速な問題解決を図ります。
- ③ 障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行うとともに、障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象として研修会を開催し、関係職員のスキルアップや資質向上に向けた支援を図ります。
- ④ 利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう福祉サービスに関する苦情解決制度の周知に努めます。また、事業者が福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るため、第三者評価の受審促進に努めます。
- ⑤ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進などを通じて障がい者が自立した地域生活が送れるよう支援します。
- ⑥ 県民一人ひとりが他人に対して思いやる気持ちを持つ「心のユニバーサルデザイン」についての意識づくりを推進します。

(6) 福祉のまちづくりの推進

大分県福祉のまちづくり条例に基づき、県民が自由に安心して生活できるように、

ユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進します。

- ① 既存の県立施設のうち、バリアフリー新法及び福祉のまちづくり条例の基準に適合していない施設の改修を実施し、新築する県有建築物は、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した施設として整備します。
- ② 市町村施設や民間施設においてもバリアフリー化が進むよう、ユニバーサルデザインの理念の普及に努めます。
- ③ バリアフリー新法に基づき、ノンステップバスの導入や鉄道駅等におけるエレベーターや多目的トイレの整備など、交通事業者の行う障がい者の移動等の円滑化に資する取組を推進するため、必要な支援や働きかけを行います。
- ④ 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成を図るとともに、身体障害者補助犬法に対する理解促進に努め、身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図ります。

VI 外国人の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国内の情勢

- 人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進む中、わが国に在留する外国人の数は、2018年（平成30年）末現在273万1,093人で、15年前（2003年（平成15年末））の191万5,030人に比べ、81万6,063人（42.6%）の増加となっています。これは、わが国の総人口（2018年（平成30年）10月現在推計人口）の約2.2%にあたります。特に上位10カ国を見ると、アジア地域が207万4,783人で76.6%を占め、南米地域の20万1,865人（7.4%）がこれに続き、アジア地域と南米地域で全体の84.0%に達しています。
- 2002年（平成14年）に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「国は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる」が、「島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在など」を背景として、「わが国の歴史に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している」と分析し、国際化時代にふさわしい人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に取り組んできました。しかし、いまだに外国人が関係する犯罪が大きく取り上げられる傾向があります。

(2) 県内の取組

- 国際化の進展に対応し、県では、2000年（平成12年）度の県職員の行政職採用試験から受験資格の国籍条項を撤廃しました。また、2011年（平成23年）5月に策定し、2014年（平成26年）3月、2019年（平成31年）3月に改定した「大分県海外戦略」を羅針盤として、「アジアに開かれた、飛躍する大分県」を目指して外国人が住みやすい地域づくりを進めることとしています。
- 地域レベルで国際化を推進する組織として「地域国際化協会」がありますが、本県では（公財）大分県芸術文化スポーツ振興財団（おおいた国際交流プラザ）がこれにあたり、県と連携して、県内在住外国人の支援や県民の国際理解の促進等に取り組んでいます。
- 具体的には、外国人総合相談センターの運営、外国語情報誌の配布、各種相談事業の実施、通訳翻訳ボランティアの育成等により、県内在住外国人への支援を行うとともに、国際理解講座や国際交流フェスタの開催、外国人の人権啓発、日本語情報誌の発行などにより県民の国際理解の促進を図っています。

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 立命館アジア太平洋大学の開学等に伴う外国人留学生の急激な増加により、県内

に在住する外国人登録者数は2018年（平成30年）末では12,951人と、20年前（1998年（平成10年））の4,916人と比べると、約2.6倍に増えています。うちアジア出身者は11,797人で、全体の91.1%を占めています。また、短大・大学院を含む大学及び高等専門学校に在籍する留学生数は2018年（平成30年）5月現在で3,626人となっており、人口10万人当たりでは京都府に次いで2番目の多さとなっています。また、在住外国人の出身国は89か国・地域にわたるなど、様々な言葉や習慣、肌の色が異なる人達が隣り合わせで暮らすようになっていきます。

- さらに、2019年（平成31年）4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことから、引き続き、受入環境の整備はもとより、人権問題まで踏み込んだよりきめ細かな取組が必要です。
- 世界の様々な国や地域から来県し共に生活する人々は、我々に様々な考え方や活力を与える大切なパートナーです。これらの人々を特別視し単に客人として扱うのではなく、地域社会への積極的な参画を求め、活力ある地域づくりに共に取り組むことが大切です。
- また、近年、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。2014年（平成26年）7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。
- このような中、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。条例でヘイトスピーチを規制する自治体も出てきています。
- 昨今、インターネットの匿名性や手軽さから、インターネット上の投稿サイト等にヘイトスピーチなどの差別的言動を助長又は誘発するような書き込みが安易に行われることも問題となっています。人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであり、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを広く伝えていく必要があります。

(2) 基本方針

- ① 様々な国籍の人々が差別や偏見なく安心して暮らせるよう、外国人の人権を十分に配慮しながら、県民の異文化理解や国際意識の向上を図り、留学生等外国人への支援やサービスを一層きめ細かく行います。
- ② 外国人にかかる具体的な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携しながら相談・サポート体制の充実も図っていきます。
- ③ 地域住民や様々な国の人々が、多様な文化や価値観をお互いに尊重しあい、共に活力ある地域づくりに参画できる社会システムの構築に努めます。
- ④ 学校教育においては、「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」に則り、外

国人児童生徒が、自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援します。

3 個別分野の推進方針

(1) 相互理解の促進

- ① 言語や習慣、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、地域や学校等で異文化理解のための取組を実施します。
- ② 留学生等の在住外国人に対しても、日本の歴史・文化や習慣、人権問題等を理解するための取組を行います。

(2) 情報提供・生活相談・支援の充実

- ① 在住外国人に対して、インターネットや広報誌を活用して暮らしにかかる情報を提供し、関係機関と連携してきめ細かな生活相談等を行います。
- ② 留学生が安心して学べるよう、奨学金支給やリユース物品の提供・セカンドファミリーの紹介など様々な支援を行います。
- ③ 学校教育では、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の課題解決のため、「大分県帰国・外国人児童生徒受入れマニュアル」をもとに、教職員研修の実施、大学・NPO等との連携を図り、地域での偏りのない日本語指導の充実を図ります。

(3) 保健・医療・福祉サービスの充実

医療機関等の情報を検索できる「おおいた医療情報ほっとネット」の外国語表記など、医療に関する情報提供の外国語対応を進め、外国人も安心して医療を受けられるための情報提供を行います。

(4) 就労の促進

- ① 本県で学ぶ留学生の中には、卒業後も県内での就労を希望する者が多いため、関係機関と協力し、県内企業向けに人材としての留学生を理解してもらうための交流会や留学生インターンシップ事業等を行い、留学生の就職を支援します。
- ② 県内企業における外国人労働者に対する適正な雇用管理を促進するため、関係制度の周知・啓発に努めます。

(5) 住宅・生活環境の整備

- ① 留学生は、賃貸する住宅が容易に見つけれられないなどの問題があるので、関係機関と連携して、賃貸住宅契約における機関保証を行うなど、留学生向け住宅の確保に努めます。
- ② 文化や生活習慣などの違いや双方の誤解などから生じる近隣とのトラブル等を解消するため、地域住民や留学生に対して啓発活動を行います。

(6) 社会参加の推進

様々な国の人たちが、ビジネスや地域活動など幅広い分野の社会活動に参画し活力ある地域づくりに取り組めるよう、「留学生人材情報バンク」などを活用し、在住外国人参加型の社会システムの構築に努めます。

Ⅶ 医療をめぐる人権問題

1 これまでの取組

(1) 国内の情勢

- 医療技術の進歩や医療体制の整備及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」など患者等の人権擁護に関する法律の整備で、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いは徐々に改善されてきています。一方で、就職拒否やアパートへの入居拒否、公衆浴場への入場拒否など感染症や精神疾患に対する理解と認識は十分ではありません。
- また最近の情勢として、ハンセン病に関しては、2001年(平成13年)に、国が隔離政策は過ちであったことを認め、患者本人へ賠償を行ったことに続き、2019年(令和元年)7月に、患者の家族も賠償の対象となりました。
- さらに国は、旧優生保護法に基づき、特定の疾病や障害を有することなどを理由に、生殖を不能にする手術(不妊手術)等を強いられた方々に対して謝罪し、2019年(平成31年)4月に「旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を施行しました。

(2) 県内の取組

- 県では、1992年(平成4年)9月にエイズに対する偏見や差別が根強いことから「大分県エイズ対策基本方針」を定め、県民や学校、事業所に対して正しい知識の普及啓発を進めています。
- また、医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年(平成15年)8月に設置し、専任の相談員による中立的立場からの医療相談を実施しています。さらに、2018年(平成30年)3月には、大分県医療計画を改訂し、人権に配慮した医療サービスの提供を進めることにしています。
- 2019年(令和元年)7月から、旧優生保護法のもとで、不妊手術を受けた方やご家族の方からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置しています。

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 結核などの感染症やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見は根強く、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。
- 臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの普及など、患者の人権を尊重する取組が課題となっています。

(2) 基本方針

2018年（平成30年）に改訂した大分県医療計画において「人権に配慮した医療サービスの提供」を掲げ、医療分野における人権尊重の認識の深化と人権を尊重した医療サービスの提供をめざして、人権に配慮した各種施策を積極的に展開します。

また、大分県人権教育推進計画に基づき、学校教育においてもハンセン病、感染症等の人権問題についての教職員研修や生徒の学習活動を進めます。

3 個別分野の推進方針

(1) 啓発活動の推進

- ① 感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及を図ります。
- ② 患者に対しては、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。

(2) 人権教育・啓発の推進

- ① 高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。
- ② 学校では、教職員に対して、ハンセン病や感染症等の人権問題について、学校に講師を派遣して講話等を行うことにより学習活動を推進します。

(3) 相談・支援・権利擁護体制の充実

- ① 大分県医療安全支援センターや二次医療圏ごとの医療安全支援センターの活動を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。
- ② 学校では、教職員が一体となって児童生徒の相談を受け、支援を行うよう権利擁護体制の整備を行うとともに患者等への人権配慮や感染症等に対する正確な知識と的確な選択ができる能力を身につけさせるように努めます。

VIII 性的少数者の人権問題

1 これまでの取組

(1) 国内の情勢

- 性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人（トランスジェンダー等）などを指し、性的マイノリティともいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T）の頭文字を取って、LGBTと言われることもあります。

このような人たちは少数であるため、社会において十分な理解が得られず、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

- 2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合は性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。2008年（平成20年）には、一部改定され、性別の変更要件が緩和されました。
- また、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」では、性的少数者に対するセクシュアル・ハラスメントも同指針の対象となることが明記され、2017年（平成29年）1月に施行されました。さらに、同年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、性的少数者である児童生徒に対するいじめを防止する項目が盛り込まれました。
- 昨今、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、性的少数者の人権に関する社会的関心が高まっています。
- 性的少数者とはLGBTの4種類のことのみに指すわけではなく、*¹Xジェンダーや*²アセクシュアルなど性のあり方は多種多様です。このため「性的少数者とそれ以外の人」ではなく、全ての人がかつ「性的指向や性自認」によって区別されることがないようにとの考え方から、Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字を取り、SOGIE（ソジィ）という言葉が使われるようになってきています。

(2) 県内の取組

- 県では2013年度（平成25年度）から性的少数者への理解を深める講演会や映画の上映等を行っており、2017年度（平成29年度）はシンポジウムの開催や啓発漫画冊子「りんごの色」の作成を行いました。
- また、2018年度（平成30年度）は、性的少数者に対する啓発に取り組む団体からの要望を受け、県の申請書等における性別記載欄の見直しを実施し、性別記載欄のある様式のうち、約3割の様式から性別記載欄を削除することとしました。

*¹Xジェンダー＝性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人。

*²アセクシュアル＝男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や性愛の感情を抱かない人。

2 現状・課題と基本方針

(1) 現状と課題

- 今回調査では、関心のある人権問題で、性的指向と答えた人が前回調査から4.0ポイント増え、11.4%となっています。一方で、「性的少数者に関するところでどのような人権問題があるか」に対し、「特にない」「分からない」と答えた人が4割にのぼり、性的少数者に対する理解は十分とはいえない状況です。学校や職場等で、性的少数者に対する理解と配慮を進める必要があります。
- 性的少数者に関する相談窓口を充実するとともに、多様な性のあり方を認める教育・啓発が必要です。

(2) 基本方針

誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めます。

3 個別分野の推進方針

(1) 啓発活動の推進

- ①性的少数者であることを理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。
- ②性的少数者の人権に関する研修会を開催するなどし、性的少数者に関する知識を普及する機会を設けます。

(2) 人権教育・啓発の推進

学校において、教育活動全体を通じて、多様な性についての理解を深める教育を進めます。また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日文部科学省通知）に基づき、相談又は申し出については、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら、個別の事情に応じた対応に努めます。

(3) 相談・支援・権利擁護の充実

- ①性的少数者に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ②地方公共団体の書類の様式をはじめ、不必要な性の記載項目を改善するよう努めます。

(4) パートナーシップ制度の調査・研究

パートナーシップ制度を導入している自治体の制定・運用状況を把握するとともに、制度に関して県と市町村との意見交換を行います。

IX 様々な人権問題

1 犯罪被害者やその家族の人権問題

(1) これまでの取組

- わが国には、先進諸国で早い時期から行われている犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を行う社会的システムがなく、人権の保護や経済的援助、精神面の救済などの社会的な支援も十分ではありませんでした。
1974年（昭和49年）に発生した「三菱重工ビル爆破事件」が契機となり、1981年（昭和56年）に「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障がいが残った被害者に対し、国が給付金を支給する犯罪被害者給付制度が発足しました。
- その後、1991年（平成3年）に開催された国のシンポジウムで、特に精神面の救済の必要性が問われ、更なる被害者支援施策の推進が要望されました。また、1995年（平成7年）に発生した地下鉄サリン事件により国民の犯罪被害者等に対する理解が進み、1999年（平成11年）には内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されました。政府をはじめ、関係機関、マスコミ及び民間の被害者支援団体等社会の各層で被害者支援の重要性の認識が高まる中、2005年（平成17年）4月「犯罪被害者等基本法」が施行されました。
- 県内では、2016年（平成28年）2月に、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定し、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を開設する等、指針に基づく取組を進めてきました。
- また、被害者遺族等からなる「ピアサポート大分絆の会」等から県議会あてに、条例の早期制定を求める請願がなされ、同年第3回定例会において採択されました。
こうした動きを受け、犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め、その気持ちに寄り添った支援を県民一体となって推進することを目的とする「大分県犯罪被害者等支援条例」が2017年（平成29年）12月22日に公布、2018年（平成30年）4月1日に施行されました。
- 併せて、犯罪被害者等の精神的負担を緩和するため、事件の状況、事情聴取等の流れ、生活での困りごと等を、被害者等が記録し整理する「犯罪被害者等支援ノート『絆』」を作成し、市町村や警察、支援関係機関を通して、被害者等に配布しています。

(2) 現状と課題

- 犯罪被害者等は、その直接的な被害だけでなくその結果として、「事件による精神的衝撃とその後の生活の支障」や「捜査などによる精神的負担や時間的負担」、「同じ被害や報復の不安や恐怖」、「司法手続きにおける情報疎外感」、「生計を維持する家族の喪失による経済的困窮」、「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。

- 県民一人ひとりの安全と幸福を確保するため、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等の安全の確保、精神的被害の軽減、被害品の早期回復及び被害の再発防止等を図るなど被害者支援を進める必要があります。また、犯罪被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援を始め、医療や公判、マスコミの取材に関する事など極めて多岐にわたっていることから、関係機関・団体の密接な連携が必要です。

(3) 推進方針

- ① 真に犯罪被害者等のニーズに応える支援を行うため、総合的な対応窓口の充実・強化をはじめ、関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や大分被害者支援センター等の関係団体、民間団体の緊密な連携を図り、被害者支援に関する機関・団体のネットワークを構築する等、支援体制の整備を図ります。
- ② 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、市町村との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援を行います。
- ③ (公社)大分被害者支援センターが行う活動に対する必要な支援を充実することで、犯罪被害者等に寄り添った支援の実施に努めます。
- ④ 二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、あらゆる機会と広報媒体を活用して県民に広く周知し、県民理解の増進に努めます。

2 *1 プライバシー権の保護

(1) これまでの取組

- 今日、情報化社会の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用した大量の個人情報が処理されており、個人情報の取扱いは今後ますます拡大していくものと予想されます。個人情報は個人の人格と密接に関わる情報であり、その性質上、取扱いを誤ると個人に取り返しのできない被害を及ぼすおそれがあります。
- 欧米諸国においては、個人のプライバシーの侵害を未然に防止し人格的利益を守るため、1970年代から個人情報保護に関する法制の整備が始まりました。1980年に各国の規制内容の調和を図る観点から、OECD理事会勧告において、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示されて以降は自己情報コントロール権の考え方が普及し、世界各国で急速に個人情報保護法制の整備が進みました。
- わが国では、1999年(平成11年)の住基ネット導入を契機に、国民が安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤整備が進みました。2003年(平成15年)5月に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」をはじめとする個人情報保護関連5法が公布され、2005年(平成17年)4月か

*1プライバシー権=プライバシーに関する権利は従来の「一人にしてもらう権利」から、政府などが保有する自己に関する情報の訂正、削除などを求めることもできる積極的権利とする「自己情報コントロール権」として考えられるようになってきている。

ら全面施行されており、人権侵害の未然防止やそのためのプライバシー保護の重要性に対する認識が深まっています。

- 2009年（平成21年）12月に発表された平成22年度税制改正大綱を契機に、社会保障・税共通の番号制度の検討が進められ、制度導入の検討にあたっては、国家による個人情報の一元管理、番号を悪用した個人情報の不正追跡・突合等への懸念が示されました。
- 2013年（平成25年）5月には、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するためのマイナンバー制度の導入を図ることを目的に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布されましたが、マイナンバー法は、個人情報保護法等に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な個人情報の保護措置を求めています。

(2) 現状と課題

- コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。
- 今回調査では、人権問題の中で「インターネットによる人権侵害（プライバシー侵害や誹謗中傷など）」に関心があるとする回答が33.6%となっており、県民の個人情報保護に対する関心は高い傾向にあります。本県では、地方公務員法に基づく公務員の守秘義務による個人情報保護に加え、2001年（平成13年）12月に個人の権利利益の保護を目的とした「大分県個人情報保護条例」を制定しました。
- この条例において、県の機関等が行う個人情報の収集、利用、提供、管理等の適正な取扱いに関する事項や県の機関が保有する本人情報の開示を請求する権利、事業者の責務などを定め、個人情報保護対策に努めてきました。
- 個人情報は、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており、マイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

(3) 基本方針

個人情報は、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条に則り、慎重に取り扱われるべきです。このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。また、個人情報保護法の基本的な考え方にに基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

(4) 推進方針

(行政が取り扱う情報)

- ① 個人情報の保護に関して職員の意識の向上に努め、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、必要に応じて個人情報保護条例の見直しを行います。

また、市町村と連携を図り、個人情報保護に関する啓発に努めます。

(民間事業者が取り扱う情報)

- ② 個人情報保護法では、区域内の実情に応じ住民・事業者への支援や苦情解決のあつせん等について、地方公共団体が必要な措置を講じる責務があるとされています。このため、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

3 ネット社会の人権問題

(1) 現状と課題

- インターネットは近年急速に普及し、2016年(平成28年)末には全国で1億84万人(総務省平成30年版情報通信白書)が利用するなど、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性は大きく向上しています。スマートフォンの急速な普及によりインターネットアクセス端末のパーソナル化、モビリティ化が進み、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の利用など、インターネットの用途が多様化しています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシーの侵害などの人権侵害の事例が発生しています。
- 国はインターネット等による情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任の範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を制定し、2002年(平成14年)5月に施行しました。
- また、法の施行に併せて「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、被害者がプロバイダ等に対して送信防止措置を依頼する手続等を示しました。更に、国はこのガイドラインを2004年(平成16年)10月に一部改訂し、重大な人権侵害事案に対しては法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対して直接人権侵害情報の削除要請を行うことを盛り込んで、人権侵害に対してより適切・迅速な対応をすることとしました。

(2) 推進方針

- ① 県内のインターネット接続業者に対し、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえた人権侵害の防止についての措置を要請します。
- ② 県民に対し、インターネットを利用する際のモラルについて啓発します。
- ③ 学校において、インターネットを利用する際のモラルについて教育します。
- ④ インターネット上の人権侵害事案について、適切・迅速な対応を行うため、イン

ターネット掲示板等の監視を行い、重大な人権侵害事案については削除要請を行うなど、その抑制を図ります。

4 **その他の人権問題**

- 先住民であるアイヌの人々の尊厳を守る取組は、現在コミュニティがある地域を中心に行われていましたが、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、2019年（令和元年）5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。日本社会が先住民族とともに構成されてきたという基本的な認識の普及や差別・偏見をなくす教育・啓発が必要です。
- 刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けた教育・啓発が必要です。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図るなど相談・支援が必要です。
- なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者への偏見を解消し暴行事件を防止する教育・啓発が必要です。
- 企業や団体の活動が法令に違反した場合、これを是正して消費者や社会システムの安全を守るためには内部情報が必要です。2004年（平成16年）6月に「公益通報者保護法」が成立し、内部情報の通報者の保護が図られることになりました。通報者に関する守秘義務など社会の理解が進むことが必要です。
- これらの問題のほか、北朝鮮当局による人権侵害問題、東日本大震災など自然災害に起因する人権問題、パワーハラスメント等による労働者への人権侵害、婚外子（非嫡出子）に対する差別的取扱いなど、社会には様々な人権の課題があります。
- また、最近ではヒトの遺伝子情報を活用する動きがあり、遺伝子情報に基づく差別や不利益な取扱いが懸念されています。
- あらゆる差別の解消に向けて、人権課題について県民の理解と支援が得られるよう、積極的に教育・啓発、相談・支援に努めます。

第6章 基本方針の推進方策

I 県の推進方策

- 1 この基本方針の推進にあたっては、大分県人権施策推進本部で庁内調整を図り人権尊重施策を総合的に推進します。
- 2 職員一人ひとりが人権問題に関する基本的な事項を理解したうえで、それぞれの仕事において、より一層人権に配慮した職務が遂行されるよう工夫・点検を行う「職務推進行動」に取り組みます。
- 3 本県の人権尊重施策の推進にあたり、大分県人権尊重社会づくり推進審議会に意見を求めます。
- 4 基本方針を具体的に進めるため、実施計画を策定します。
- 5 大分県人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行います。
- 6 人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、公表します。

II 関係団体との連携と県民との協働

- 1 法務省や文部科学省をはじめとする国との連携を強化し、教育・啓発や人権が尊重される社会づくりのための施策を推進します。
- 2 市町村の取組と協働し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。
- 3 企業や関係団体へ教育・啓発の取組を要請し、人権文化の構築を進めます。
- 4 個々の県民や^{*1}セルフヘルプグループ・NPO・当事者団体に情報を提供し、組織化や連携を働きかけ、協働して人権施策を進めます。
- 5 議員・宗教者・法曹関係者・マスメディア関係者等人権の実現に影響力を持つ職業者に対して情報を提供するシステムを検討するなど働きかけを進めます。

III 基本方針の推進期間と見直し

- 1 国の「人権教育・啓発に関する計画」や本県の長期計画を踏まえて中長期的な計画とします。
- 2 必要に応じて適宜見直しを行います。

^{*1}セルフヘルプグループ＝病気や心身障がい、依存症、近親者の死亡など同じ悩みを持つ人や家族がグループを組織し生きる力を取り戻すことを目標にする。ピア・カウンセリングなど多くの活動事例がある。

大分県人権尊重施策基本方針

【資料編】

1	人権に関する国連の主要な取組	1
2	国の取組	3
	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	3
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	4
	・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に 関する法律	10
	・部落差別の解消の推進に関する法律	12
	・主な人権関連法令一覧	13
3	大分県の取組	17
	・大分県人権尊重社会づくり推進条例	17
	・大分県における人権関連条例等の一覧	19

資料1 【人権に関する国連の主要な取組】

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1945	国際連合発足 (56)		
1948	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1949			人身売買禁止条約 (58)
1951			難民条約 (81)
1953			婦人参政権条約 (55)
			奴隷条約改正条約・議定書
1954			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1959	世界難民年 (~60)		
	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1962			婚姻同意・年齢・登録条約
1965			人種差別撤廃条約 (95)
1966			国際人権規約A規約 (79)
			国際人権規約B規約 (79)
			国際人権規約B規約選択議定書 I
1967			難民条約議定書 (82)
1968	世界人権年		
	世界人権会議 (テヘラン)		戦争犯罪時効不適用条約
1971	人種差別と闘う国際年		
1973			アパルトヘイト禁止条約
1975	国際婦人年		
	世界女性会議 (メキシコ)		
1976		国連婦人の10年 (1976~1985)	
1979	国際児童年		女子差別撤廃条約 (85)
1980	世界女性会議 (コペンハーゲン)		
1981	国際障害者年		
1983		国連障害者の10年 (1983~1992)	
1984			残虐刑罰等禁止条約 (99)
1985	世界女性会議 (ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条約
1986	国際平和年		
1987	国際居住年		
1989			児童の権利条約 (94)
			国際人権規約B規約選択議定書 II
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者の10年(1993～2002)	
	世界人権会議(ウィーン)	第3次人種差別と闘う10年(1993～2002)	
1994	国際家族年		
1995	国際寛容年	世界先住民の国際10年(1995～2004)	
	世界女性会議(北京)	人権教育のための国連10年(1995～2004)	
1996	貧困根絶のための国際年	貧困撲滅のための国連10年(1997～2006)	
1999	国際高齢者年		女子差別撤廃条約選択議定書
2000			紛争時児童の権利選択議定書(04)
			児童売買等に関する児童の権利選択議定書(05)
2001	反人種主義差別撤廃世界会議		
2002			残虐刑罰等禁止条約選択議定書
2003		国連識字の10年(2003～2012)	
2005		国連持続可能な開発のための教育10年(2005～2014)	
2006			障害者権利条約(14)
			強制失踪条約(09)
2007	先住民族の権利に関する国連宣言		
2008		第2次国連貧困根絶のための10年(2008～2017)	
2009	国際和解年		
2010	文化の和解のための国際年		
	国際ユース年		
2011	アフリカ系の人々のための国際年		
2015		アフリカ系の人々のための国際の10年(2015～2024)	
2019	先住民言語の国際年		

注1.条約に係る西暦年は国際連合が採択した年である

注2.()の数字は日本政府が加盟・批准した西暦年である

資料2 【国の取組】

《 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 》

平成12年12月6日公布・施行 法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(附 則)

略

《障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律》

平成25年6月26日公布・平成28年4月1日施行 法律第65号

目次

第一章

総則（第一条—第五条）

第二章

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章

行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章

障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章

雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章

罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

《本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律》

平成28年6月3日公布・施行 法律第68号

目次

前文

第一章

総則（第一条—第四条）

第二章

基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

《部落差別の解消の推進に関する法律》

平成28年12月16日公布・施行 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

《 主な人権関連法令一覧 》

分野	法令の名称	公布日	備考 ※()は通称・略称
人権全般	日本国憲法	昭和 21 年 11 月 3 日	
	教育基本法	昭和 22 年 3 月 31 日	平成 18 年全部改正
	人身保護法	昭和 23 年 7 月 30 日	
	人権擁護委員法	昭和 24 年 5 月 31 日	
	人権擁護施策推進法	平成 8 年 12 月 26 日	平成 14 年 3 月失効
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
部落差別問題	同和对策事業特別措置法	昭和 44 年 7 月 10 日	失効
	地域改善対策特別措置法	昭和 57 年 3 月 31 日	失効
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62 年 3 月 31 日	平成 14 年 3 月末失効
	部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 16 日	(部落差別解消推進法)
女性	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39 年 7 月 1 日	
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47 年 7 月 1 日	(男女雇用機会均等法)
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3 年 5 月 15 日	(育児介護休業法)
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月 23 日	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	(ストーカー規制法)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 年 4 月 13 日	(DV 防止法)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27 年 9 月 4 日	(女性活躍推進法)
子ども	学校教育法	昭和 22 年 3 月 31 日	
	児童福祉法	昭和 22 年 12 月 12 日	
	少年法	昭和 23 年 7 月 15 日	
	社会教育法	昭和 24 年 6 月 10 日	
	勤労青少年福祉法	昭和 45 年 5 月 25 日	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11 年 5 月 26 日	(児童ポルノ禁止法)
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成 15 年 6 月 13 日	(出会い系サイト規制法)
	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(教科書バリアフリー法)
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(青少年インターネット環境整備法)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(子どもの貧困対策法)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年 6 月 28 日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※()は通称・略称
高齢者	老人福祉法	昭和 38 年 7 月 11 日	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 年 5 月 25 日	
	高齢社会対策基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年 4 月 6 日	
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 17 年 11 月 9 日	(高齢者虐待防止法)
障害者 高齢者	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年 6 月 21 日	(バリアフリー新法)
障がい者	身体障害者福祉法	昭和 24 年 12 月 26 日	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 年 5 月 1 日	
	知的障害者福祉法	昭和 35 年 3 月 31 日	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 年 7 月 25 日	
	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日	
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送 身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	平成 5 年 5 月 26 日	
	身体障害者補助犬法	平成 14 年 5 月 29 日	
	発達障害者支援法	平成 16 年 12 月 10 日	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 24 年 6 月 27 日	(障害者総合支援法) (旧)障害者自立支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(障害者差別解消法)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年 6 月 13 日	
外国人	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年 10 月 4 日	
	外国人登録法	昭和 27 年 4 月 28 日	
	国際受刑者移送法	平成 14 年 6 月 12 日	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 年 6 月 3 日	(ヘイトスピーチ解消法)
医療等	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和 48 年 10 月 5 日	
	らい予防法の廃止に関する法律	平成 8 年 3 月 31 日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成 10 年 10 月 2 日	(感染症法)
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成 13 年 6 月 22 日	(ハンセン病補償法)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(ハンセン病問題基本法)
	旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成 31 年 4 月 24 日	
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元年 11 月 22 日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※()は通称・略称
少 性 数 者 的	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年 7 月 16 日	
そ の 他	生活保護法	昭和 25 年 5 月 4 日	
	行政不服審査法	昭和 37 年 9 月 15 日	
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和 41 年 7 月 21 日	令和元年改正 パワーハラスメントの防 止対策法制化
	消費者基本法	昭和 43 年 5 月 30 日	
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 56 年 1 月 1 日	(犯罪被害者給付金 支給法)
	行政手続法	平成 5 年 11 月 12 日	
	中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	平成 6 年 4 月 6 日	(中国残留法人等支 援法)
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9 年 5 月 14 日	(アイヌ文化振興法)
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	平成 11 年 8 月 18 日	
	消費者契約法	平成 12 年 5 月 12 日	
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成 12 年 5 月 19 日	(犯罪被害者保護法)
	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 14 年 5 月 27 日	(プロバイダ責任制限 法)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 年 8 月 7 日	
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 14 年 12 月 11 日	(拉致被害者支援法)
	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	
	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日	
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	平成 16 年 5 月 28 日	
	公益通報者保護法	平成 16 年 6 月 18 日	
犯罪被害者等基本法	平成 16 年 12 月 8 日		
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成 17 年 5 月 25 日		
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 年 6 月 23 日	(北朝鮮人権侵害対 処法)	
更生保護法	平成 19 年 6 月 15 日	(旧)犯罪者予防更生 法	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※()は通称・略称
その他	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19年7月6日	(住宅セーフティネット法)
	生活困窮者自立支援法	平成25年12月13日	
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元年5月22日	

資料3 【大分県の取組】

《 大分県人権尊重社会づくり推進条例 》

平成20(2008)年12月19日公布(大分県条例第49号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 人権尊重施策の実施(第七条—第十二条)

第三章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会(第十三条・第十四条)

第四章 雑則(第十五条)

附則

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策(以下「人権尊重施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民(県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。)、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協働)

第六条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第二章 人権尊重施策の実施

(人権尊重施策基本方針)

第七条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針
 - 二 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針
 - 三 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針
 - 四 前三号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第八条 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。

2 差別をなくす運動月間は八月一日から同月三十一日までとし、人権週間は十二月四日から同月十日までとする。

3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

(顕彰)

第九条 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。

2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(事業者を支援する施策)

第十条 知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

(調査研究)

第十一条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告等)

第十二条 知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

第十三条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 第七条第一項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。

二 第九条第二項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

(組織及び任期)

第十四条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第四章 雑則

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大分県人権施策基本計画は、第七条第一項の規定により策定された人権尊重施策基本方針とみなす。

3 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第十四条第二項の規定にかかわらず、平成二十二年九月十日までとする。

《 大分県における人権関連条例等の一覧 》

分野	条例等の名称	公布日	備考
人全 権般	大分県人権尊重社会づくり推進条例	平成 20 年 12 月 19 日	
	大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日	
女 性	大分県男女共同参画推進条例	平成 14 年 3 月 29 日	
	大分県男女共同参画推進条例施行規則	平成 14 年 5 月 31 日	
子 ど も	青少年の健全な育成に関する条例	昭和 41 年 4 月 15 日	
	青少年の健全な育成に関する条例施行規則	昭和 41 年 6 月 3 日	
障 害 者 高 齢 者	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月 15 日	
	大分県福祉のまちづくり条例施行規則	平成 7 年 6 月 30 日	
	大分県障害者施策推進協議会条例	昭和 48 年 3 月 31 日	
	大分県精神保健福祉審議会条例	昭和 40 年 10 月 19 日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	平成 28 年 3 月 30 日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則	平成 28 年 3 月 30 日	
そ の 他	大分県情報公開条例	平成 12 年 12 月 22 日	
	知事が管理する公文書の公開等に関する規則	平成 13 年 3 月 30 日	※
	大分県個人情報保護条例	平成 13 年 12 月 25 日	
	大分県個人情報保護審議会規則	平成 14 年 2 月 19 日	
	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則	平成 14 年 5 月 31 日	※
	大分県安全・安心まちづくり条例	平成 16 年 3 月 31 日	
	大分県犯罪被害者等支援条例	平成 29 年 12 月 22 日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和 53 年 12 月 23 日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則	昭和 54 年 4 月 1 日	
大分県行政手続条例	平成 7 年 9 月 29 日		

※印＝同様の規則を任命権者ごとに制定